

第百五十九回国
参議院財政金融委員会會議録第十五号

平成十六年六月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月一日

辞任

岡崎トミ子君

平野 達男君

山口那津男君

補欠選任

峰崎 直樹君

田名部匡省君

草川 昭三君

六月二日

辞任

福島啓史郎君

田名部匡省君

草川 昭三君

池田 幹幸君

大門実紀史君

補欠選任

田村耕太郎君

平野 達男君

山口那津男君

小池 晃君

大沢 辰美君

六月三日

辞任

大沢 辰美君

小池 晃君

補欠選任

大門実紀史君

池田 幹幸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

円 より子君

入澤 肇君

尾辻 秀久君

野上浩太郎君

大塚 耕平君

続 訓弘君

委員

西田 吉宏君

林 芳正君

溝手 顕正君

山下 英利君

大淵 絹子君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融・経済財政政策))

谷垣 禎一君

竹中 平蔵君

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

伊藤 達也君

石井 啓一君

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

政府参考人

内閣官房構造改革特区推進室長

兼内閣官房地域再生推進室長

兼内閣府構造改革特区・地域再生担当室長

内閣府産業再生機構担当室長

金融庁総務企画局長

金融庁検査局長

金融庁監督局長

法務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

財務省理財局長

牧野 治郎君

参考人

厚生労働大臣官房審議官

北井久美子君

日本銀行総裁

福井 俊彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(租税条約の改正に関する件)

(格付機関の役割に関する件)

(景気回復の見通しに関する件)

(足利銀行に関する件)

○参考人の出席要求に関する件

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日までに、福島啓史郎さん、岡崎トミ子さん、池田幹幸さん及び大門実紀史さんが委員を辞任され、その補欠として田村耕太郎さん、峰崎直樹さん、大沢辰美さん及び小池晃さんが選任されました。

○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房構造改革特区推進室長兼内閣官房地域再生推進室長兼内閣府構造改革特区・地域再生担当室長滑川雅士さん外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山根隆治君 おはようございます。

まず、竹中大臣が少し遅れて来られるというところでございます。

スポット的に質問をさせていただきたいことがございます。

谷垣大臣、先月の十五日に日中韓と東南アジア諸国連合の財務大臣の会合に臨まれて、日本とアジアが結んでいる租税条約の抜本的な改定というものを提案されたという新聞報道がございました。日本が想定していますのは、三月末に発効した新しい日米租税条約をひな形にした改定というふうに伝えられているわけでございますけれども、この提案についての背景、ねらいはどんなところにあつたんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員がおっしゃいましたように、先日のASEANプラス3の財務大臣会合で、物、金、人の流れをやはり促進していく上で租税というものは非常に大事ではないか、その意味で長い間たっている租税条約というものを見直していく必要があるのではないかと、これを私は申し上げたわけであります。

それで、その背景にありますのは、今委員が指摘されましたように、三十年ぶりに改定しました日米租税条約というものが念頭にございまして、それは源泉地国の課税というものを大幅に軽減することによって要するにお互いの投資をやりやすくしようという思想がこの日米租税条約の中にあるわけでございますので、それをアジア各国との、

必ずしもアジアだけにとどまるわけではありませうけれども、アジア各国の間に押し及ぼしていくということはお互いに意義があるのではないかと、いうふうに考えて申し上げたわけでございます。

さらに背景を申し上げますと、やはりアジア各国に日本がいろいろ投資をして、その投資がある意味で物作りや何かの形になりまして日本に輸出されてくるということもございまして。そちらの方は、いわゆる自由貿易協定と申しますか、経済連携協定というふうなもので、そういうものを促進していくという流れがあるわけでございましてけれども、そういう物の流れの背景に投資というものがあつたわけでございまして、そういうお互い投資をやりやすくしようということが日本の立場からしてもございまして、あるいはアジアの国々、お聞きになったそのアジアの国々たちの反応も、むしろ投資を呼び込むということがそれぞれこれから大事ではないかというふうなお考えから、かなり、私の言わば提案と申しますか、そういったものに對しては前向きな反応があつたのではないかと、いうふうに思っております。

○山根隆治君 前向きな反応があつたということでは、喜ばしいことでございまして。これは各国共通にそのような前向きな反応があつたというふうな理解でよろしいんですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは具体的には個別にそれぞれ議論をしてみなければ分からないわけではございますので、財務大臣会合の一般的な議論の中だけで必ずしも全部判断するわけにはまいらないと思ひます。

ただ、私は事前に思つておりましたのは、例えば、日本が投資をしている企業等から上がる税金というものがかなり重きを、その国の租税収入で重きを置いている国がございまして、ひよつとするとそういう国は時期尚早というふうな、長期的に見れば租税条約が両国にとつて利益があるとしても、時期尚早というふうな考え方も、反応もあるのではないかと、いうふうに実は胸の中では思つていたわけですが、むしろ投資を呼び

込むことというのに非常にやはり熱心な国々というものがございまして、個別にはもつと議論をしていかなければ分かりませんけれども、私のその会議における印象はかなり前向きな受け止め方があつたというふうに思つております。

○山根隆治君 そうしますと、会議が終わつた後で、実務者の中では事務レベルで更にもう具体的に話が詰まつてきている状況だというふうな理解でいいんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まだそこまでは行つておりませんで、いわゆる経済連携協定の交渉の中で、既にそういうことを交渉の中で提起している場合もございまして、まだそこまで行つてないところもございまして。まだそのレベルで、具体的にまだ詰まつてきているというわけではございません。

○山根隆治君 そうしますと、東南アジア諸国との租税条約の改定ということも今お話ししましたけれども、ヨーロッパとの関係ですね、EU各国、オランダとの改定が一番早く着手されているというふうな承知しているんですねけれども、これらの手続について、あるいはヨーロッパとの関係についての状況はどのようなことになっておりますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これはアジアだけにどまりませんで、ヨーロッパにもこういう考えの下で租税条約を改定していけたらと思つていて、わけでありまして、今御指摘のオランダとの問題でございまして、現行の日蘭租税条約というのは一九七〇年の締結でございまして、九二年に一部改正をして現在に至つておられますので、相当この両国間の経済情勢の変化がこれはございまして。

そこで、両国間の担当者間でこれは非公式の折衝をやりまして、条約改正の必要性というふうなものを非公式の折衝の中で必要だというふうなことになるまで、今年の六月七日から東京で改正のための正式交渉を行うことを両国政府間で合意したところでございまして。

○山根隆治君 そうしますと、手順的にはまずオランダから話を詰めていって、そしてEUにも広げていって、更に東南アジアの国々との話になつていくと、こういうふうな順番ですか。

○政府参考人(門司健次郎君) お答えいたします。

租税条約の新規締結あるいは改正につきましては欧州あるいはアジアだけに限るものではないと、ございせん。これにつきましては、経済関係を中心とする我が国との二国間の関係、あるいは相手国の税制、それから相手国の租税条約の締結状況、そういったものを勘案いたします。さらに、我が国と租税条約を締結している場合には、実際の課税上の問題が生じているか否かといったそういった実務的な観点も踏まえまして、総合的に勘案の上、交渉相手国を決めていきたいと考えております。

これまで、三十年ぶりの改正、しかも新しい内容を含みます日米の租税条約の改正ということで力を注いでまいりましたけれども、今後、関係省庁との点について詰めていきたいと思つております。

○山根隆治君 それらの諸国との交渉をされていく上で、今のお話ですと、私が触れたところだけじゃなくて、世界各国との条約にも視野を広げていくというのは外務省からの御答弁で分かりましたけれども、しかし、それぞれの各国でいろいろな商習慣も違ひますし、経済環境も違ひます。そういう中で一様な条約というふうなわけではないだろうというふうに思つています。

我が国がやはり急ぐべきは、相手から求められている、強く求められている場合、あるいはこちらの方から少しは、今まで片務的過ぎたものではなにかと、やはり双務的な、平等なというか、フイティー・フイフティーという、そうしたものに改めなくては行かないと、こういうものを私はまず優先していかないと、こういうものを私はまずこの辺についての考え方を聞かせてください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 日米租税条約、新しい

新租税条約の基礎にある考え方は、一つは、先ほど申し上げましたように、投資所得に対する源泉地課税を低くして、お互いに投資をやりやすくしようということでありまして、もう一つは、そういうやり取りの中で、そういう特典を潜脱するようなことがあつてはならないということと、ございまして、その特典条項というものをある程度きちつと整備していきまんと、何というんでしようか、そこから変な特典を得ようということが出てきて、ゆがんでいくことがあるかと思ひますので、そちらの方にも目配りしながら、優先順位はどこかということを考えながらやる必要があると思つております。

○山根隆治君 そうすると、少なくともやっぱりオランダが六月七日からスタートということですから、オランダを手始めにするということは、これはもう間違いないということではよろしいですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) アジアとも既に始めており、ASEANとも始めておられるところがありまして、ヨーロッパではオランダがこの六月七日からということではございまして。

○山根隆治君 分かりました。それでは、次に質問を移らせていただきたいと思ひます。

今日お伺いをいたしたいというふうに思つておりますのは、一つはいわゆる格付機関、ムーディーズが世界で一番評価されている、あるいは大きな規模のところだと思ひますが、そういった格付機関のまず評価と役割についてお尋ねをしておきたいというふうに思ひます。

第一点といたしましては、格付機関の定義、これはどういったものであるのかというふうな認識でございましょうか。事務方でも結構です。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

格付機関でございまして、私どもの、企業内容等の開示に関する内閣府令という府令がございまして。そこで、言わばここには、格付機関と

いう中に、格付実績、それから人的構成、組織、格付の方法及び資本の構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して格付機関を指定をするというように書いてございます。そういったことを勘案して金融庁長官が指定をしているものでございます。

○山根隆治君 格付機関は、それぞれ株式会社で、自分のところで格付していくんだといえ、それはもうそれで自由に発足できるものであろうというふうにいるんですが、これは認可されるという種類のものと分けて考える必要があると思うんですけれども、今のお話のものについては、これは指定格付機関というふうには承知をいたしているわけでございますけれども、これは一本化されたものというふうな、今のお話ですとその辺が少しあいまいな点としておりますが、これはいかがでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今私が申し上げたのはいわゆる指定格付機関の規定でございます。

○山根隆治君 それでは、指定格付機関、今御答弁ございましたけれども、政府が指定格付機関にしたところの機関というのは、日本では二社、そして外国を入れると全部で五社になるというふうな承知をいたしているわけでございますけれども、この格付機関の意義、評価、どのようにされておられますでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、指定格付機関につきましては、内閣府令におきまして金融庁長官の指定による指定格付機関制度というのが設けられておりまして、この格付は有価証券届出書を提出することなく、機動的な有価証券の発行を可能とする発行登録制度というのがございます。これを利用するための要件とするなどの一定の目的のために金融行政上利用をしているところでございます。

いずれにいたしましても、この指定に当たりますには、先ほどもちょっと申し上げましたが、格付実績、人的構成、組織、格付の方法、資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定をするというふうになされております。そういう観点から、特定の営利企業が主になつていないこと等を勘案して、利用できる格付機関を指定しているところでございます。

○山根隆治君 評価はどうかということをちょっとお尋ねしたんですが。

○政府参考人(増井喜一郎君) 先ほど申し上げましたように、この指定格付機関、今申し上げましたのは発行登録制度といった制度などに利用しております。そういう意味では、幅広く市場から受け入れられている格付を利用するようないろんな行政目的に利用されているということで、そういう意味で一定の意味がある、意義があるというふうな思っております。

○山根隆治君 はい、分かりました。

大臣、竹中大臣来られましたので、大臣の方に少しくねお尋ねをしておきたいと思っております。今お尋ねしているのは格付機関の評価と役割ということ、大きなタイトルではお伺いしているわけでございます。

二〇〇二年の四月に、黒田財務官が、ムーディーズとそれからS&P、フィッチへの意見書というものを送っております。日本の国債への評価というものが非常に低い、低くしたということについて公平を欠くんじゃないかということでの意見書を送ったということでございますが、大ざっぱにどんなふうな内容のものであったか、簡単に御説明願います。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは私からお答えをした方がいいと思うんですが、一部民間格付会社があるが、日本国債に対して低い格付を行っていたということ、当時、黒田財務官でいらしたわけですが、内容を簡単に申し上げますと、我が国は、これは大幅な貯蓄超過である、それから世界最高水準の

対外純資産も持っているし外貨準備も保有している。それから、千四百兆を超える個人金融資産を保有するといったファンダメンタルズは非常に強いものがあるというのが一点ですね。それからもう一つは、歳出改革といった構造改革への強力な取組を行っているという点も一点でございます。こういうことを中心といたしまして説明をしてきた。

それからさらには、こういったファンダメンタルズ等を適切に反映していない一部の格付につきましては、その判断根拠について、各社の判断根拠について説明を求めるといふような行動を取ってきたわけでございます。

○山根隆治君 ホームページの中で、これは財務省のホームページでしょうか、大臣財務官、砂田さんと吉田さんのホームページ、登場しているホームページがございまして、ここで質問に答える形で、「国債の格付に関する意見書について」ということで、かなり実は詳細なものがホームページ上は載せられております。

興味深く読ませていただきましたけれども、一国的政府が民間のそうした外国の機関に対して意見を述べるといふことは非常に常識的には尋常じゃないようにも思えるわけでございますけれども、これらの批判というか、そういうものも受けながら、あえて質問書を出したと、意見書を提出したということ、回答書も来しましたけれども、それにも満足できるものではないということ、更に質問書を送られたと、意見書を送られたというふうな承知をいたしているわけでございますけれども、私自身も国債を愛するといふふうな立場からするとその気持ちは十分によく理解はできますけれども、外国から見て、一民間団体、企業に対してそうした政府として意見書を出したということについてはいろいろなりアクション等はあったんでしょいか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに、今、山根委員がおっしゃったような民間企業を一国が相手にするのはどういふものかという御議論があったこと、

と、当時は私は財務省におりませんでしたけれども、そういう御議論はあったことは承知しております。こういう格付会社が国債市場における国債の評価というものにどういふ影響を与えているかという判断もなかなか難しいところがあるんじゃないかと思っております。

それは、景気、物価の動向であるとか、国債の需給、あるいは財政金融政策等の総合的なことで国債の価格は決まると思いますが、やはり有力なこういう格付会社の評価というものが一定の影響を与えていることは、これは否定できない面もございまして、我々としては、当時は私はおりませんでしたけれども、当時の当局の、何というんでしょいか、内心をそんたくいたしますと、自分たちが見ているものと余りにも懸け離れている評価に対してはやはりきちっと意見を表明して、おこうということではなかったのかと思っております。

それで、我々はやはり、もちろんそういうこととして、納得のいかなき評価に対してはそれなりの行動を取っていかなきゃならないと思っておりますが、あくまでやはり我々が本来やるべきことは国債管理政策をきちっとやっていくということではないかと思っておりますので、そちらの方ももちろん懸命にやらせていただきましたと思っております。

○山根隆治君 意見書を出したことが誤りだということも申し上げるつもりは特になく、私自身も、慎重を要したであろうということを私は言いたかったわけで、気分としては私自身もなげなんだということを言いたい気分でございますから、大臣の感覚に近いものが私自身にもあるだろうというふうな思っております。

当時の報道したものを読んでみますと、福田官房長官は、ムーディーズの評価に対して、木を見て森を見ずという感じがするといふふうな発言をされております。それから、当時の武蔵財務省の事務次官も、今回の決定は誠に遺憾であって、日本経済のファンダメンタルズは課題はあるけれども基本的には強固なんだと、こういうふうなことを

発言をされているわけでございます。

もう一つ、私、注目をいたしましたのは、このムーディーズが格下げを発表した直後に、我が国に二つある格付機関、指定機関の中の一つですけれども、日本格付研究所が逆に非常に高い評価を発表しまして、日本国債トリプルAというふうに評価をしたということでございます。今となっては考えてみると、過去この時点でのこうした措置、措置というのか、評価というのは非常に、二つの評価がかなり懸け離れたものであったわけでございますが、今となれば、どちらが正しかったというふうに御認識されていますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も先ほど、当時の黒田財務官が出した意見書と申しますか、申入れの基本的な方向は、私、現在見ましてもまあそうではないかというふうに考えておりますので、余り本当は、山根委員がおっしゃいましたように、個々の企業がやる評価を一つ、おれはそんな成績、もつといい成績取れるはずだと言っているのかどうか分かりませんが、私は基本的に一部の格付機関が余りにもやや低い評価をしたということとはあったのではないかと考えております。

○山根隆治君 結果的にこの格付機関の影響力の大きさというものを日本政府自身も認めたということになる一つの騒動だったろうなというふうに思っているところでございます。

今年の実は三月に、モルガン・スタンレー証券が二〇〇三年の円債市場に最も貢献した格付機関を選定する格付機関オブ・ザ・イヤーを実施して、そこで金賞に日本格付研究所が選ばれたということが実はございまして、世界には今どのぐらい格付会社がある、各国に指定されたものがあるのか。数字はつまびらかではありませんけれども、二十あるいはそれを超えるものがあるかと思えますけれども、その中で、一つの円債市場ということではございますけれども、このように評価されたということについての感想をちょっと聞かせてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、私、こちらに来

るのが遅れまして大変申し訳ございませんでした。

格付の話でございますが、格付というのは、私たちは基本的にはこれは市場の声であるというふうに認識をしております。しかし、市場の声で、大恐慌以来、例えばムーディーズの話が出ておりますけれども、そうした中で、ただし、その時々で振り返ると正しい声を上げてきたのではないかと、いう市場の評価があるから、その声が一般にマーケットの中で重視されていることだと思えます。

しかし、この市場の声、同時に、例えばアジア通貨危機のとき等々、本当に正しい格付をしていただろうかということに対して疑問を上げる、声を上げる専門家もいらつしやうて、その意味では格付機関自身が競争しているという状況であろうかと思えます。

我々政府は、市場の声に対して、それに対して市場の声が間違っているとか、そういうことを言う立場には当然のことながらない。ただし、今回、先ほどから財務大臣が御答弁しておられるケースというのは、これは日本国債の格付でありますので、実は我々が当事者になります。我々もマーケットの中で声を上げなければいけない立場にある。

これは、A株式会社の格下げがなされたときは、A株式会社の社長さんは、いや、そういうことではないんだということを一生懸命PRする。これがいわゆるIRR活動でありますから、黒田財務官の活動もその意味では日本国政府という当事者としてのIRR活動であるというふうに当時私たちは認識をしておりました。

結果的には、委員に対するお答えとしては、これは市場の中で引き続き競争する中で、格付機関自身がどのように評価を得ていくかという競争が今この瞬間も行われているんだということになろうかと思っております。

我々としては、その意味では市場の声が多様に、その多様な声が競われることによって正しい

認識が市場に広がっていくと。これは今後とも是非続けていただきたいことであると思っております。

○山根隆治君 我が国の国債の評価ということでございますから、先ほどのJCRが金賞に輝いたということも理解しやすいわけでございますけれども、海外でのいろいろな活動に対する評価ということについては、なかなかまだ日本の格付会社も後塵を拝しているというふうな感じを私自身は受けるわけでございますけれども、日本のこの二つの格付会社に対する評価、期待というものについてどのようにお考えになるか、お聞かせください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 日本の格付会社、日本にも格付会社を作ろうではないかという議論がなされたのは、やや不正確でありますけれども、二十五年強ぐらい前のことだったのではないかと考えております。そのとき、私自身、そうした議論に若干参加をさせていただいた経緯がございますが、当時、ムーディーズとかS&Pとかが確立されている中で、日本で格付会社なんか作っても駄目ではないか、相手にされないんじゃないかという議論が結構ございました。

しかし、日本に関する格付、アジア地域に関する格付等々ではやはりそれなりの比較優位を発揮することも可能なのではないかとということで、これはもう業界の方々もいろいろ知恵を出してそのような、その制度ができたというふうに思っております。

これは、ある意味で後発であった日本の格付機関が今マーケットの中でその意味では健闘しているのだというところであるかと思えます。市場が非常にダイナミックに進化をしていますが、正しいマーケットの声をみんな聞きたがっているという状況にあるかと思えますので、これはそれぞれ立場で是非競って、その上で強くなっていっていただきたいと思っております。

○山根隆治君 先ほど局長の答弁で、企業内容等

の開示に関する内閣府令に触れた答弁だったかと思えます。その中で、指定格付機関というのは、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成、そのほか発行者からの中立性に関する事項等を勘案していくんだと、こういうこととお話ございましたけれども、現在日本には二社ということでございますけれども、指定格付機関について、これをもっと増やしていきたいというふうなお考えがあるのか、それとも、今の二つのものに大いに期待していくということなのか、あるいはまた、逆にそういうふうな申請、指定格付機関としての申請というものが出されているのかどうかということについてお伺いをしてみたいと思えます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今先生の御指摘の指定格付機関でございますけれども、もちろん、これは申請に基づいて指定をするということになっております。したがって、申請が新たに出てくれば、基準に基づいて指定するかどうかを私どもが検討するということだと思えますが、今のところ余りそういった動きがないと聞いております。

いずれにいたしましても、幅広く市場に受け入れられている機関、格付機関というものがいろいろ出てきて、それがお互いに切磋琢磨をするというところは非常にいいことではないかというふうに思っております。もし、そういった動きがあり、かつその基準が満たされていれば私どもも指定をするという方向で考えたいと思っております。

○山根隆治君 世界的なレベルの話ですが、これは私はまだ二十社ぐらいではないかということに触れましたけれども、実際に掌握されておられますか、格付会社。各国が指定したり公認したりしているところの格付機関はどれぐらいだと承知されておりますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 恐縮でございます。今手元にそういった資料を持ち合わせており

ません。

○山根隆治君 是非これは掌握をしていただきまして、格付機関、日本も権威あるものに是非高めていただきたいというふうにも思います。

アメリカからスタートしたこの格付機関、もう百年をたっておりすけれども、私も我が国ではまだ二十数年の歴史だというふうに承知いたしております。また、スタッフの数等も、例えば、これは少し統計がちょっと古いですが、一九九八年のものを私も持っておりますけれども、例えばムーディーズの場合には社員数が千五百名というところでございまして、対象会社数が五千社というふうな非常に大きなものでございすけれども、日本の二つの格付機関は、これは百六十名あるいは八十名というふうなスタッフ数でございすし、会社数、対象会社数もその十分の一ぐらいと、ムーディーズのですね、いうふうな状況でございすから、なかなかまだまだ追いついていないというふうな気がいたします。

様々なノウハウを持つている古いところに伍していくのには相当の努力を重ねなくてはならないというふうに考えておりますけれども、こうしたアメリカのムーディーズとかS&P等との比較の中で今一番欠けているものはどのようなものがポイントとしてあるのか、教えてください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。先ほど先生からも御指摘ございましたように、ムーディーズあるいはスタンダード・アンド・プアーズとかいう大きな格付会社は相当の従業員もおりまして、幅広く各国で格付の事業を展開をしているということだと思えます。それに比べますと、若干我が国の格付機関、数はそこまでではないというところで、その幅の広さ、あるいは各国の市場も含めて市場から幅広く受け入れられるというところについては、やはり先ほど申し上げたような欧米の格付機関よりは少し規模も小さく、若干後れを取っているかなという感じはいたしております。

いずれにいたしましても、詳細な状況というのは、私、今手元に持っておりませんが、全体の、何ていいますか、感じとしてはそういうことではないかというふうに思っております。

○山根隆治君 今、全体の感じというよりは形式的な規模だとか形としてのお話でございしたけれども、その内容において一番指摘されているのは、経営の独立性ということが指摘されているんだと思うんです。その違いというものが非常に大きいんだと。

だから、例えば日本の格付機関の場合ですと、ある一つのところは生命保険会社の大手の人たちが中心となつてやっています。したがって、そういうところをやっているわけで、国債も、たくさん日本の国債を買って持っているわけだから、それへの評価というのはどうしても甘くなるんだというふうな批判、嫌みが外国から言われたりしているわけです。

実際、そんなことはないだろうという部分もあるうかと思ひますけれども、そうした脆弱性というか、ポイントとしてはあるんだと私は思っているんですけれども、その内容の違いというのは、いつてどのよう認識されているかというのを改めてお尋ねをいたします。今、私の意見ですが、

○国務大臣(竹中平蔵君) 日本で、私、二十五年ほど前と言いましたが、二十年ぐらい前だったかもしれない。そういう格付機関を日本でも持つてはならないかというときに、いろんな御意見があったというふうに記憶をしております。

まず、これ、格付の会社というのは金融庁のいわゆる監督権限下にあるものではございせんので、極めて一般的な見方ということになりますけれども、そのときに、やはり今おっしゃった独立性というのは大変重要な課題になったと思っております。結果的には幾つかの金融関係の会社、何とか証券会社と何とか銀行系、また別の系統、いろんな議論の中で、それぞれ今二つの会社が設立されてきているわけでありすけれども、独立性

をやはり確保して、市場の声として客観性を持っているということはやっぱ重要なことであろうと思ひます。

私の認識でありますけれども、二十年を経て、その意味でのやはり独立性というのは、二十年前にいろいろ議論されたときに比べて相当違つてきているのではないかと思います。であるからこそ、先ほど御指摘いただいたようなやはり評価も得ることになってきた。

現実問題としてこれは何の許可も要るわけではありせんから、格付を行っている独立の会社は実際にはたくさんございす。この特定の分野で非常に高い評価を得ている独立系の会社もあるというふうに承知をしております、固有名詞は挙げませんですけれども。

しかし、独立系でなかなか規模が大きくなかなか届きにくいという点もあります。ここは正に自然発生的にこの格付機関というものが生まれてきて世界の中に定着してきたという歴史を考えますと、まず、やはり今の日本の二社にはしっかりと更に独立性を高めるように頑張つていただきたい。それに、既にある独立系の、しかし規模が余り大きくないところには更に実績を積んで、やはり市場の中での信頼を確立していただきたい。これはやはり自然の発生で、自然に競争力を付けていただくということを期待するのが当面の方策かなと思っております。

○山根隆治君 もう少しで参議院選挙も始まるんですけれども、マスコミが告示前に世論調査をして、そして告示後も調査をして、投票日の数日前に、最終の一週間前に発表したりする。それで、非常に我々も一喜一憂するわけですが、実はその世論の調査機関ももうたくさんあって、有名な電通とか博報堂とかいうようなところもある。本、本当に数人でやっているところもある。ところが、大きければ大きいほど、では当たるのかということになると、確率はまた全然、私の経験でも実は違つていまして、大新

聞が、大きな新聞社等の総動員して非常に費用を掛けたものが必ずしも当たるということになっていないというところが非常に面白いところだと思ひます。私自身が承知している調査機関というのは非常によく実は当たるんですね。勝つたときも負けたときもクールに、一般の新聞等の報道と全く違つた結果が出ていても、今までもう三度ほどびつたり当たっているんで、非常に怖いものだなと思ひました。

私も、この調査機関、アメリカでもムーディーズ、S&P、これはもう最高の機関だというふうに言われていすけれども、新興のそうした格付機関が非常に実績を今出して注目されているというところがあるというふうに聞いております。債務不履行の確率というものをどう出していくかというところでも非常に実績があつて、今注目されている格付会社があるというふうに聞いております。

私は、独立性ということでは非常に問題が指摘されている日本のこの格付の機関ではありすけれども、逆にそれを、その特徴というものを生かしてやっていくというところで、是非、世界にも評価されるものになつてもらいたいというふうに思っているところでもございすけれども、これから、もしかしたら、格付会社、指定を国から受けたという申請が出てくるかも分かりませんけれども、様々なところでもいろいろな情報を収集して、こちらからも、国としても発信する中で、様々な可能性を民間に求めていってもらつたらいいだろうという気が非常にしてなりました。

主要国の指定、公認、特にアメリカ、日本、イギリス、フランスの指定、公認を受けて、取っているところというのは、それはもうアメリカしかないということが実態でございす。日本の格付会社二社につきましても、日本とイギリスあるいはフランスの指定、公認は受けておりますけれども、アメリカからはまだ受けていないということ等も実はございす。これはもう非常に、いろいろな見方がございすから、そう単純に、だから

どうということにはなりませんけれども、やはり世界的に権威あるものに高めていくのには、日本なりの新しい分野の開拓というか、視点というものをやはり持つていけば私は市場に受け入れられるだろうというふうにも思いますが、これらの点についての考え方、見解、そして育成の必要性、手法ということについてお考えをお聞かせください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 繰り返し申し上げますが、この分野というのは我々の監督権限にはないものではございますけれども、市場のインフラという意味でやはり大変重要な問題であるというふうに考えまして、私たちも大変高い関心を持って見ております。

先ほどから御議論いただいておりますように、発行登録制度を利用するための要件とする、そういう観点からの指定格付機関の制度を我々はその意味で持つていて、市場の声を活用させていただくという趣旨で持つていくわけでございます。その市場の声として、引き続きしっかりとした競争を通していい機関に出てきていただきたいと思っておりますし、その実態を見ながら、申請等々あれば、当然のことながら我々としては、その指定格付機関にふさわしいものがあれば、当然そのような形でその市場の声を活用させていただくというのが我々の基本的なスタンスであろうというふうに思っております。

その上で、それぞれの機関がどのように今後発展していくかということについては、これは政府として何か特別の施策で育成ということでは必ずしもないと思いますが、我々としてはその競争条件はしっかりと整備させていただいて、それで良いところに関しては、良いボイスを上げるところに関しては、申請があれば指定格付機関として指定もしてエンカレッジする等々、そういった精神でマーケットを見ていきたいと思っております。

○山根隆治君 これは谷垣大臣にお伺い是非しておきたいと思うんですけれども、

日本の格付機関が地方自治体の格付を実はした

ことがある。これは、地方自治体というのは都道府県ですけれども、都道府県は一定の規模がございますので、格付されたからといってそれほど大きな、決定的な影響は持つに至っていないということが一つ言えると思います。しかし、自治体、今、三千どれくらいあるんでしょうか、今合併していますからあれですけども、三千ほどの自治体がある。今までは地方債を発行するのにもこれはもう国の事実上保証があったということでございますけれども、これからは協議制になってくる。二〇〇六年からだったと思いますけれども協議制になる。どういふことかという、地方議会がこの起債を認めた場合に発行をするというふうなことになると思います。

そうすると、その起債されたものを受け入れるところが、今までもどこでも、銀行でもどこでも受け入れてもらったものが、非常な、その自治体をじっくり見ていくというところが出てくるだろうというふうなふうに思えます。そうしたことが地方自治体に与える影響というのは非常に大きなものがある。もしかしらたデフォルトするんじゃないかとかといふ不安もあるでしょうし、政府の保証を、今まで担保としてあったものが、これが外されてくるということになった場合に、元金なところからそうした対象になっていくんだと思うんですけれども、地方自治体に与える影響、起債の起こし方について、大臣としてどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これはむしろ総務大臣に御答弁をいただくべきことかと思いますが、今も竹中大臣のお話にもありましたように、何かそういう、今までも制度を改めていくと、じゃ、どう評価するのかという問題が必ず起こってまいりますので、市場にとつては格付機関というのはインフラ的な役割を果たしておりますので、そういう中で切磋琢磨していい評価をしていただくというのを我々も期待したいと思っておりますし、それから、恐らくそういう制度の移行に伴いまして、どう見ていくかということは、政府の側として

てもよく注意をして、眼をかついて開いておかなければいけないのではないかと思っております。

○山根隆治君 はい、分かりました。是非、非常に大きな影響のあることでございますので、財務省の立場から地方自治体を見ていただきたというふうな、これ御要望しておきたいと思えます。

それから、これから景気回復の見通しの問題について主に竹中大臣にお伺いするんですが、その前に、これも竹中大臣しかお答えできないことなんですが、新聞報道によりますと、竹中大臣が非常にラブコールを受けていて、参議院選挙、自民党から比例選挙へ出るんじゃないかということ、本人は非常に断りの意思がある、強いというふうには聞いているんですが、しかし、これはもう本当に、選挙に出る出ない、あるいはやめる出るといふのは、もう直前までこれ分らないんですよ、私の経験からすると。これで、今はやらないと言つても急にやるとかという非常に私たちも脅威です、行政執行上のいろんな前提を持ちながら質問しなくちゃいけないということもあって、その御決意というところでも、今のお気持ちをお聞かせください。

○国務大臣(竹中平蔵君) ラブコールがあったというあれでございますけれども、辞めるコールはたくさんございまして、そういう少なくとも要請というのはいらないと、私自身そういうことは考えておりません。

○山根隆治君 強い要請が、例えば、人様のところでございまして、青木幹事長等から強い強い要請があったり、あるいは今、谷垣大臣も今目くばせされていたように思いますけれども、あった場合にまだ考慮するということはあるんですか。絶対出ないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 銀行に関する御質問に対する答えと同じになりますが、仮定の質問に対する答えというのはいくらも差控えていただくべきだと存じます。

○山根隆治君 これはかなり出る意思があるなど

いうふうな、私はそういうふうな受け取らせていただきました。今の御答弁からすると、非常に脅威を感じながら、景気回復の問題について質問をさせていただきたいと思えます。

今、景気がいろいろな経済指標を見ると非常に好転してきているというふうに見ることも私はできようかと思えます。この景気の回復が本当に確かなものなのかどうか。

一九九〇年代、失われた十年ということを九〇年から言われてきておりまして、しかし、回復の局面というのも過去に二度ぐらいありました。平成五年から九年のとき、それから十一年から十二年のとき、二回ございましてけれども、皆とんざしてしまつた。一回目のときには医療保険料の引上げということがありまして、それから社会保険料も引き上げて、これで消費税も上がったという、上げたというところで失敗したということが一つの歴史の教訓としてあるかと思えます。それから、二回目の回復局面のときもアメリカの景気の減速で駄目になったということが指摘されているわけでございまして、今回の景気の回復というものは本物だというふうな御認識でしようか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっとその前に、しつこくして申し訳ありませんが、誤解を招くと本当にいけないので、要請はありませんし、私にそのつもりはないということはお聞き上げてください。

景気の回復は本物かという御質問でございますけれども、御指摘のように、バブル崩壊後、今回の景気回復局面以前に二回の局面がございました。その二回と比較するということは重要な意味を持つていえると思うんですが、幾つもの点でもちろん違いますけれども、大きくやはり二つの点で違つていまして考えております。

一つは、金融が、経済を支える金融が過去二回に比べてはつきりと良くなつてきているということであらうかと思えます。不良債権問題、ずっと日本経済悩まされてきたわけでありますけれども、そ

れに對して、しっかりと情報を把握して自己資本を充実してガバナンスを強めると。これは一つ一つの努力の積み重ねだと思いますが、そのような状況になってきて、今、日本の不良債権問題が、もちろん問題はまだ残っておりまうけれども、しっかりと解決の方向に向かっているという方向が見えてきた。これは、やはり経済の基盤を支える金融が強くなったという点は大きなところだと思っております。

具体的な例で申し上げますと、だからこそ銀行の株の相対株価が上がっている。平均株価に対する銀行の株価の相対株価が、かつては上昇が見られなかったわけですが、今回は明らかに上昇している、その点が挙げられると存じます。

二番目が、需要項目を見ますと、経済を引っ張っているのは公需、公的な需要ではなく、明らかに民需になっている。公需はむしろマイナスであります。民需の中でも、もちろん外需もありませんけれども、外需が今三割ぐらいで、内需が七割ぐらい、そのような割合だと思っておりますけれども、やはり民需の中でも内需が主導してきた。そういう意味で、経済の発展のパターンがやはりじわじわと変わってきているという点が一番大きな点だと思えます。

もちろん不確定要因は多々ございます。今で言いますと原油の問題もありましょうし、世界的な資産市場、これは為替レートを含む問題もございましょう、地政学的なリスクもございましょう。そうした点は、まだリスク要因はありますけれども、従来とは違う点は明らかにある、それをしっかりと伸ばしていけるかどうかは今問われているということだと思っております。

○山根隆治君 五月二十八日に、いわゆる骨太方針でしょうか、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四年、これ原案ということでございますが、まとめられました。

この前に、五月の十九日に素案が作られているんですけれども、素案から原案に至る過程で幾つかのところで、幾つかというか、かなり記載され

ていなかったものが新たに書き加えられたところがございます。私も、その象徴的なところが一番最初の「はじめに」というところですが、ここにいろいろな思いというか、竹中大臣の思い等が凝縮されてこれ書かれるところだと思っております。

それで、その中で一番中核を成しているというのが現状認識の中で景気の現状、状況について述べられたところで、素案の中になかったものがあえて書き加えられたところがございました。事前にこれお話ししていないのでお手元ないかと思ひますけれども、民需、民間需要主導の「成長が実現している」という表現だったのですが、これが二週間、九日ですね、しかたっていないのに「成長が実現しつつある」ということで、これは変わっているんですね。そして、その後に行ほど新しく書き加えられて、全く新しく書き加えられているんですが、しかしながら、地域の回復動向にばらつきがあり、大企業に比べ中小企業という状況を厳しさを認識することが重要であるということ、これを改めて書かれているわけですね。ということとは、当初の非常な勢いと違って、やはりちょっと不安だなどというものが、ここに自信のなさが出てくるのかなというふうに思えてなりません。

OECDであるとか国際機関の日本の経済に対する評価というのは、ニューヨーク・タイムズもそうですけれども、必ずしも一様ではなくって、これは一時的なものでまた後戻りするんだとか、いや、結構これは今までのものと違ってこの景気回復の兆候というのは本物なんだという評価が国際的にもされている。そういう中で、このわずか九日間の間に一番の大きなポイントのところについて少し変化があるというのはどのように考えたらいいたいでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のところ、私自身よく覚えておりますけれども、「実現している」とではなくて「実現しつつある」の方が良いのではないかとこのように言って書き直しを命じ

たのは私自身でございます。

これ、骨太の方針では、いろんな先生方の御意見も伺いながら直していく、修正して良いものにしていくわけでありまうけれども、私自身、これをまとめるときに立場というのは、これは先生方と御意見は少し違ふかもしれませんが、改革はやはり間違いなく成果を上げていって思っております。しかし同時に、これを取りまとめる立場としては是非強調したいのは、決して今では満足してはいないんだと、今こそが大事ななんだと。もうすべてうまくいっているというふうなトーンで受け取られますとむしろ改革は進まなくなるわけで、改革は進みつつあるけれども、まだまだやらなければいけないことがあると。

だから、これ、各省庁はこれは傾向として今の政策を余り変えたがらない、それを何とかもつと良い方向に持っていくというふうにするのが経済財政諮問会議、内閣府の常任立場でございますけれども、そういう立場を我々としては是非明確にしなから、その意味では、現状を評価しながら、同時に健全な危機意識と前向きな改革姿勢を示す、そういう骨太方針に仕上げていくのではないかと、そのような意識で書いていくわけでございます。

地域につきましても、だからこそ地域再生をしっかりとやらなければいけないんだと。そのための方策につきまして、これは後半で我々なりに各方面と調整をさせていただいて、資金の問題、必要な地域再生の資金についてもいろいろこれから工夫をしていこうということを書かせていただいたつもりでございますし、評価しながら更に前向きにと。

そのような骨太、まだこれは途上でございます。まだ決定されたものではございません。この瞬間もいろいろ調整をしておりますが、その方向では是非取りまとめたいて考えております。

○山根隆治君 ちよつと質問、今の御答弁から幾つかちよつと伺いたいことが出てきたんですが、ちよつと時間も迫ってきていますので、是非聞い

ておなくちゃいけないことだけちよつと、スポットだけまた伺います。

この骨太の方針の中で年金の一元化という言葉が削除されたということが、今日も新聞、大きく報道もされているところでございますけれども、実はこの年金の一元化ということについては、これはもう三党合意の中に具体的に明記されているんです。

これは谷垣大臣に伺った方がいかに思うんですけれども、一自民党の有力者という、実力者というお立場の中でも、政府の一員ということであるということも聞いてみたいと思うんですけれども、この骨太の方針から外されたということは、同じ与党の中でのことでございますから、これは事実上、三党合意というものを政府・与党、自民党の方、自民党、公明党、与党の方がこれはないがしろにした、ほごにしたというふうには思えてならないんですけれども、この点についての御認識、聞かせていただけますか。

○国務大臣(谷垣禎二君) これ、骨太方針は竹中大臣の責任で、責任という、経済財政諮問会議、みんなで議論するわけですが、お取りまとめたいただいておりますので、今時点のその部分の調整がどうなっているのか分かりますが、まだ調整の過程だと思ひます。

ただ、三党合意というものはこれは事実でございます。これは、三党合意というものを結んだからには、与野党ともにそれは遵守していかなければならないものと思っております。

○山根隆治君 ところが、三党合意ができて、私も党の幹部でもありませんから、一議員というふうな立場でいつもこの間の経緯等を見てきましたけれども、三党合意がなされた後で、厚生労働大臣が年金の一元化なんていうのは現実には無理なんだよというふうな発言をテレビ等でされているのを見ました。そしてまた、今日の新聞報道で、年金の一元化というものを骨太から外すということについては、これは与野党の方がこの三党合意については積極的ではない、あるいはほごにしてい

るといふふうに私自身には見えるというのを強くこの際一言申し上げておきたいというふうに思っております。

反論があれば、じゃ、お聞かせ下さい。なければいいですけれども。

○国務大臣(谷垣禎一君) 年金の一元化で私がここで御答弁申し上げるのはいかど分かかりますが、これはいろいろな、三党合意ができましたからいろいろなこの年金の一元化については御発言があることは委員のおっしゃるとおりだと思いますが、ただ、この一元化に向けて長い歴史の背景があるわけでございますから、制度には歴史があるわけでございますから、その制度の、何というんでしようか、今までの過去をどうしていくかという議論を抜きに白紙で絵を描けばこれは極めて簡単だと思いますが、過去の歴史の重みをどうこなしていくかということについては、それぞれ立場の違い、認識の違いがあるのではないかと思います。

○山根隆治君 それでは結構ですが、私の見解を述べさせていただいたということとどめたいと思います。

さて、竹中大臣にこれはお話を戻した方がいいでしょうか。

「マクロ経済からみた構造改革の進展」というのを五月に内閣府の方でこれは出されました。これも大ざっぱに読ませていただきましたけれども、非常に樂觀的あるいは自画自賛というふうな私には読めます。特に、冒頭のところで、「景気回復と構造改革の役割」という中では、財政出動に安易に頼ることなく、日本経済は民需を中心に着実に回復、企業部門の改善に広がり、金融システムの強化、不良債権の終結が見込まれる、二〇〇四年度末には、雇用情勢は厳しさが残るものの持ち直し、持ち直しているけれどもまだ不安定要因がある、こういうことじゃなくて、先に出てくるのは、厳しさが残るものの持ち直しているということ、かなりのこれは自信に満ちたものだというふうに読ませていただきました。

しかし、民間の様々な調査機関が見た景気の回復ということについては、今年度は確かに、経済成長率ということで見ると、二〇〇四年度では実質には平均的に、十九社、民間調査機関が調査して発表したものをまとめると大体三・二%の成長だということで見ていることは間違いありませんけれども、しかし、来年度についてはその半分ほどの数値になるだろうと、こういう非常にある意味では厳しい見方も民間の調査機関はしているというふうには私は思っておりますけれども、このギャップについて竹中大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済に対する見方は常にギャップがございます。これは先ほどの市場の声と同じでありまして、各予測機関、ある意味でどのように予測ができるかということと競っているということにもなります。

十六年度から十七年度にかけては、その意味では多くの機関が循環的には十六年度の方がいいだろう、十七年度は循環的には少し調整の影響も出てくるかもしれないという見方をしているというの事は事実であろうかと思えます。そのところはそこそことして、我々も循環的なものを見ていくつもりでございます。

同時に、経済全体というのは常に一〇〇%だれもが満足するようには、これは残念だけれども、なかなかならないもので、先ほど申し上げましたような常にリスクファクターというのを抱えながらやっていっている。私は、しかし、循環的なものはある意味ではなかなか消せないものでございいます。ジグソーという有名な方が、不況の最大の要因は好況である、好況の最大の要因は不況である、だからこれはもう循環は避けられないんだという趣旨のことを言っているわけでありますが。

我々は、やはりその点でもう少し、もう一つ注目しなければいけないのが私たちの潜在的な成長力、力のどのぐらいあるのかと。潜在的な成長力を阻害するような要因、これがいわゆる負の遺産の

部分、不良債権に象徴される負の遺産であります。それがどの程度取り除かれているのか、そこをやはりしっかりと判断しなければいけないと思っております。不良債権に象徴されるような潜在力の発揮を妨げるものについては、これはやはり一〇〇%片付いてはいないけれども、かなり良い方向に向かっているという点に関しては我々はそのような認識を持っております。

一方で、世界がますます激しい競争に向かい、IT革命が進み、その中でより前向きな潜在成長力を更に高めていくための改革というのは、これはまだまだ進めていかなければいけない。

日本の経済が置かれている状況は正にそういう状況であるというふうには認識をしております。

○山根隆治君 突然ですけれども、宮澤元総理大臣とは御親交もあったかと思うんですけれども、人物評価、どのようにされておりますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは谷垣大臣にお伺いされる方がより詳しいかと存じますが、やはり戦後日本を代表される政治家でいらっしゃる、特に経済面で非常に深い知識と経験をお持ちで、日本の経済政策の具体策について、それぞれその時々で非常に大きな貢献をなさってきた方ではないかと考えております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、竹中大臣は財政や経済政策の面でおっしゃいましたけれども、要するに、戦後の占領期からどう日本が独立をしていくかというような過程につきましても、今生き証人の数少ないお一人ではないかと思っております。そういう意味では戦後日本の政治、経済全体的设计に大きなかわりを持ってこられた先達だというふうには私は思っております。

○山根隆治君 私も同様な認識です。その宮澤元首相が、今の政府は頼りたくても頼れないんだということをおっしゃってございまして、「実際、政府は何もしていません。政策は当てになりません。十年やってこの結果なんだから、異存はないでしょう。」という非常に手厳しい発言もなさっております。何もしない方が、余計な

ことをするよりもまし」だということまで言われていて、本当にこれ、だれのおっしゃったことなのかともう一回読み返しましたけれども、これは宮澤元総理が言われておられることなんですけれども、感想を聞かせてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 機会がありましたら是非直接お目に掛かって御指導を賜りたいと思いますが、御紹介の記事、もちろん全部読んでおりますけれども、察するに、政府が財政を通して積極的に需要管理というような形で介入はしていないと。財政赤字がこれだけ大きく、国債が累増している中で、そういう意味で政府に何かしてくれというのを、もうこれ以上頼れる状況ではない、そういう中で、正に自助自立の精神の下で経済は運営されていかなければいけない、そのようなお話であるかというふうには思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も一度宮澤先生とよくその辺のお話をさせていただいたかと思っておりますが、ここに椎名先生がいらつしやいますけれども、宮澤先生は、同時に、椎名先生のお父上がよく言っておられたということとおっしゃるものとがございいます。それは、一利を興すは一害を除くにしやうというのを椎名先生のお父上がよくおっしゃっていらつしやうでございまして、宮澤先生からよく聞いておりました。そんなことも併せて考えたいと思っております。

○山根隆治君 ちょっとと話がとんだ方向へ行っちゃったんでございましてけれども、私が申し上げたいのは、そうした皆さんが尊敬してやまない宮澤先生も、非常に日本の経済を憂慮されると同時に、政府の経済政策、このままでいいんだらうかという疑問を呈しておられるということだけは是非重く受け止めていただくべきではないかということを一押し申し上げておきたいというふうには思っております。

先ほど竹中大臣が、景気回復についてはということ、遠慮がちなが、しかし心の奥からこの景気回復の局面は構造改革によるものだということ、かなりのこれは自信に満ちたものだというふうに読ませていただきました。

たけれども、具体的には構造改革によってどの分野でどのように景気回復に寄与されたということをお説明いただけるでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 構造改革は幅広いものでございますし、いろんなものがその中に含まれていますから、また多くのことの積み重ねでございます。この結果これが良くなったというふうな説明をするのはなかなか難しい面がございます。その上で、幾つか考えていることを申し述べさせていただきます。

日本の経済が非常に厳しい状況にあった一九九七年、九八年のころ使われていた一つの言葉がコンフィデンスクライシスという言葉だと思えます。コンフィデンス、信認の危機。通貨というのはその信用を基にして成り立っている。価値があると思うから価値があるわけでありまして。その信認が揺らいでいるんだと。そうした問題が、その背景には当然銀行の不良債権の問題というのが非常に大きく存在していた。まだ全貌が分からなくて、一体この国はどれだけの不良債権を持っているんだという不安の中に、これは一般市民まで含めて置かれていた。そういう問題に関して、不良債権が、まあこれは検査等々を通じて正しく把握されるようになってきているだろうと。それをルールに基づいて今オフバランス化して、その意味でのコンフィデンスというのが非常にやはり回復してきたということは、これは私はやはり大きなポイントであろうかと思えます。

消費を行うにしても投資を行うにしても、これは金利がどうだ、税率がどうかということの以前にコンフィデンスの問題があります。構造改革、とりわけ金融の再生を通してそのような基盤ができたというのは、先ほどの御説明ともかぶりますが、やはり大きなポイントであろうかと思えます。

二番目は、やはり企業の部門が強くなってきているということだと思います。企業が歴史的に見ても高い収益を持てるようになった。もちろん、その過程でいろんなリストラ等々が行われたわけ

でありますけれども、これは単にコストを削ったというだけではなくて、損益分岐点をきっちりと下げて、財務リストラを伴って、それによって競争力そのものを高めてきたと。選択と集中の中で、この間もまた税制も手伝ってRアンドDがしっかりと行われてきて、競争力が強まってきているということであろうかと思えます。

日本の今の研究開発の税制に関しては、これは先行減税の中で行ったものであります。これは実はかなりしっかりと評価されている税制であろうかと思えます。そして、何より企業の選択と集中を助ける制度としての様々な企業制度の改革がこの間に行われて、それが民間の努力と相まって企業部門を強くしたということだと思えます。

気が付いてみると、小さなことの積み重ねではありますけれども、連結納税という制度ができたのではないかと。そうすると、持ち株会社制度の下で正に選択と集中を行えるような体制がその間でできたのではないかと。再生のメカニズムについても幾つかの新しい法律が強化されたのではないかと。産業再生機構もできたのではないかと。

結果的に、象徴的に申し上げますと、やはり今、MアンドAが非常に増えている。MアンドAは日本の風土になじまないと言った方もおられますが、この五年間で日本のMアンドAは二・五倍になっております。実は、このMアンドAを助けるための税制、商法関連の制度の整備というのが行われた。事後的に見ますと、MアンドAを行った企業の利益率は、そうではない企業よりもはるかに高い。そういう個々の積み重ね、企業の法制的整備、それを利用した企業の努力、そういうところが今のキャッシュフローの増加、それが財務のリストラも伴いながら設備投資の増加になってGDPを押し上げている。私はそのように認識をしております。

多々ございますが、象徴的なものとして金融の問題と企業の体制の強化の問題が挙げられると思っております。

○山根隆治君 経済環境の整備をされてきたと、

税制の面、金融の面、そういうことでの話だったかと思えます。

しかし、構造改革そのものによって直接的な、この産業が元気になったとかというものの因果関係というのはどうしても、今の説明にもございませぬけれども、見ることができない。本当に、経済環境を整えることに努力されてきたことは間違いない方向では決してなかったというふうに私思いますが、それでも、それが即、今の景気の回復につながっているとはとても私自身には思えません。

例えば、今、日本の景気を引き上げている、牽引車の役割を果たしているのはデジタル家電だというふうに言われているわけですが、今お話をあつたようなところ、直接的な因果関係というのは見ることができません。やっていることは間違いないとは思いますが、それが今の回復につながっているとはとても思えません。設備投資が今盛んであること、それからアメリカ、中国への市場とのかかわりの中で景気の回復の局面と

いうのは今も維持し続けているわけですが、それが、非常に不安定な要素がたくさんあるということとを是非御認識をいただきたいというふうに思っております。

時間でございますので、何か一言あれば御答弁いたしたいので、あと一分でございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 日本の経済は、五百兆に及ぶGDPを持つ経済でございます。例えば、デジタル家電は大変好調であります。それだけでこの五百兆経済を三〇成長させることは、これはできない話だと思っております。現実には、鉄、造船、そういう、一般には語られないけれども、今非常に高い収益を上げているところがある。その背景に、私が申し上げたような問題があるというふうに認識をしております。

ついでに申し上げます、デジタル家電そのものも、実は技術開発も一つございまして、同時に、これまでのITに係る取組、日本は今IP電話で、ないしは携帯を通じたインターネットで、世

界である意味で最大、世界で最もブロードバンドが多いアメリカに今迫ろうとしております。そういうこともやはりIT戦略本部等々の積み重ねであると思っておりますし、なかなか因果関係、これをやったからこれだということではないというふうに私も思いますが、やはり広範な改革の努力が芽を開きつつあるという点は、これは何とぞ御認識を賜りたいと思うところでございます。

○委員長(円より子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大沢辰美さんが委員を辞任され、その補欠として大門実紀史さんが選任されました。

○大門実紀史君 今、山根議員との質疑で、構造改革の結果、経済が良くなったという議論ありましたけれども、そういう話になると私も一言、二言、言いたくなるんですけども、今日はちょっと具体的な問題で、世の中そんなに良くなっていないという点で、二点、無認可の保育所に対する消費税課税問題と足利銀行問題、具体的な問題をお聞きしたいというふうに思います。

最初に無認可保育所への消費税非課税問題ですけれども、これは三月二十五日の本委員会でも取り上げさせていただきました。要するに、四月一日から免税点が一万に引き下げられたことよって小規模の無認可保育所にも課税されるという問題です。ちなみに、認可保育所は社会福祉事業として非課税と、この問題を取り上げさせていただきました。これは、そのときも申し上げましたが、全国で無認可保育所というのは約七千か所あって、十八万人の子供たちが通っているということで、大変大きな問題です。

前回は、かなり議論した末、大変前向きな答弁をいただきました。厚生労働省から、要するに、課税、非課税の基準の見直しについて財務省とも相談しながら厚生労働省として検討したいというふうに考えますという大変前向きな答弁をいただきました。

厚生労働省にお伺いしますが、その後の検討状況はどういうふうになっているのでしょうか。

○政府参考人(北井久美子君) お答えを申し上げます。

厚生労働省といたしましては、去る三月に検討を御答弁いたしましたわけでございますので、認可外保育施設の保育料に対する消費税の取扱いにつきまして早速に様々な角度から検討を開始したところでございます。

今後、各方面から更に御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 私、すぐ検討を開始されたということに本当に敬意を表したいと思います。

ただ、これは税制の問題が絡みますので大変難しい問題が含まれていると思いますけれども、このとき、財務省とも相談しながらおっしゃっていただきましたけれども、正式にはこれからだと思うんですが、事務方ではそういう財務省、税制の方とどんな形があり得るかというふうな相談とかはされておりますか。

○政府参考人(北井久美子君) 今御指摘のように、税制の問題、なかなか難しい問題がございますので、担当課レベルではございますが、財務省という御相談をしている段階でございます。

○大門実紀史君 これは、双方からお聞きしたら、事務方レベルですけれども、課長レベルで一回、課長補佐、実務者レベルでも二回、事務方レベルでの協議をされているということで、財務省の方もそういう協議に協力されているということ、大変、こういう、何といいますか、結構、木で鼻をくくった対応とか、そういう答弁が多い中で、そういう対応が多い中で、よく、この現場の方々が大変お困りになっている問題を、財務省、厚生労働省、双方がすぐ検討に入っていたというふうなのは本当に評価をしたいというふうに思います。

厚生労働省としては、全体のスケジュールで結構ですけれども、どういうスケジュールの下に今

そういう作業を進めておられますか。

○政府参考人(北井久美子君) まだ検討に着手した段階でございますので、確たるスケジュールは申し上げにくいところでございますが、しかしながら、厚生労働省といたしましては、認可外保育施設の保育料に対する消費税の取扱いを変更するという事になれば、いわゆる税制改正をお願いするということになるわけでございますから、その税制改正ということになれば、そういう要望の時期とか段取りとか手順というものがござい

ます。そうしたスケジュール感を頭に置きながら検討を行っているというところでございます。

○大門実紀史君 八月末に毎年各省からの税制改正要望が財務省に集められて、財務省でそれを検討していくと、そういう流れのことをおっしゃっているんだというふうに思います。

私、今財務大臣、谷垣財務大臣にお聞きしたいんですが、結構官僚批判もすごいんですね、国会議員批判もありますけれども。つまり、現場で困っている人の話を幾ら持ち掛けてもなかなかこう、さっき言いましたけれども、役人としてすぐ対応しようとしなくて、そういうことをよく批判されますけれども、私はこのケースではもう若手の官僚がすぐ相談を始めて、何とか現場で、子供を預けられている父母の方とかあるいは厚生労働省がもう頼っている無認可保育所の待機児童ゼロ作戦に組み込んで、いろんなことをお願いして、頼っている無認可保育所の方々、みんな見守っているわけでございますけれども、そういうことに對して積極的に対応されているという若手の官僚の方々について私は大変評価するんですけれども、その点だけ、一言、谷垣大臣、どうい

ふうに思われますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、御評価いただきたい、どう御答弁しようかなと思っていたんですが、実は私は、今、北井審議官の御答弁を聞きまして、ああ、今そこまで行っているのかと。まだ報告は聞いておりませんので、まだちょっと何とも申し上げにくい段階でございますが、問題点は

前回の三月のとき委員と議論をさせていただいたところにあると思っておりますので、秋にそのような形で出てまいりましたら、これはきちっと検討しなきゃいかぬと思っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

この問題の基準というのは難しいのは私も承知しております。例えば、無認可といってもいろんなものがあるんですね。一時預かり、ベビーホテル、あるいは本当に営利目的でやっているようなところもありますから、何もかも非課税というわけにはいかないというのはもうもちろんです、子供の安全が大事ですから。

そういう基準作りが大変難しいところだと思いますけれども、今、谷垣大臣、御答弁いただいたように、厚生労働省も財務省の事務方も一生懸命作業しておりますので、現場の方々の要望も踏まえて、さらに、前回御指摘した私の意見なども踏まえてもらって、今後のスケジュール的なものは八月の税制改正、十七年度税制改正の出でるところ以降の議論になると思いますが、是非積極的な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

厚生労働省、ありがとうございます。これで結構です。

○委員長(岡より子君) 御退席くださって結構です。

○大門実紀史君 足利銀行問題、残りの時間、お伺いをしたいというふうに思います。

竹中大臣にお聞きをいたします。

五月の二十八日に足利銀行の出資者十四社一人が国と監査法人を相手に提訴いたしましたわけですね。これは、優先株の価値が足利銀行の破綻によつて失われたと。損害賠償十億六千五百万というのを求めて十四社一人が提訴されたということです。

提訴の目的は、第一の目的は、自分たちが損害を被った優先株の損害そのものよりも真相究明だということをおっしゃっております。これは、この委員会でも度々、なぜ足利銀行が破綻に至った

のかと、この真相究明を、私だけではなくて、自民党の矢野先生も含めてかなり厳しく追及をさせてもらったわけですが、一向に最後のところから分らないことが一杯あると。地元では、やはりなぜ足銀が破綻にまで行ったのかということがいまだ県民の皆さん、あるいは北関東の周辺県の皆さんも疑問なわけですね。ですから、この真相究明を求めて提訴させる、単純に損害賠償じゃなくて、分からないと、なぜ破綻したのか分からないという提訴であるわけですね。

これはちょっと、ただの損害賠償とは違って、非常に重い意味があると思うんですね。今までやっぱり真相究明、いろんなことが明らかにされてこなかったんではないかというのが強く残っているためにこういう提訴になったと思いますけれども、竹中大臣のこの提訴に対する御感想をお聞きたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 提訴のことは、訴状が実は届いておりますので、報道のみで知っている範囲のことでございます。

我々としては、これは預金保険法百二条、その背後にある銀行法もございしますが、法令にのっとり適正に金融システムの強化、また維持強化のために政策的な対応を行ってきたつもりでございます。

どのような経緯でこういうことになったのかという点に関しては、これは三号措置を講じているわけでございますから、銀行の中にも内部調査委員会が設けられておりまして、それによつての調査も今後進んでいくというふうに思っております。

またもちろん結論は出ておりませんけれども、我々としては、銀行の行政としては法令にのつとて適正に対応をしている。その上で、内部調査もこれはこれでしっかりと進めてもらいたいと思っております。

○大門実紀史君 それは、その裁判が真相究明を主たる目的とした裁判ということであれば、もちろん裁判の中で国会ではなかなか踏み込めなかつ

た部分も含めて明らかになってくると思いますが、やはりこれだけの疑問が残っているということとを重くとらえて、こんなこと初めてだと思っ

ておきたいと思っています。
再三この委員会でもお願いしているのは、そういう中でも中小企業あるいは中小の旅館が、ホテルが今大変な状況にあるわけですので、その救済、再生を一貫してお願いしてきたわけですが、産業再生機構にお聞きをいたします。

マスコミ、新聞は時々先走った報道とか思い込みの報道をするのは私も知っております。産業再生機構が温泉特化ファンドを作るというようなことがわかって報道されておりますが、私の理解は少し違っていて、産業再生機構の場合、今考えておられるのは個々の、あくまで産業再生機構の基本的なやり方というのは、個々の旅館なりホテルなり、例えば鬼怒川の温泉ファンドという話がずっと先行していますので、温泉でいいますと、個々の旅館、ホテルについてどう再生するかがまず一つの、第一の仕事。

ところが、温泉街という特別の形がありますから、その中の幾つかを、この前の参考人ではグループ化してという言い方をされておりますけれども、そういう形のものを考えておられるわけで、いわゆるファンドというのは、まあ言ってしまうと基金ですね、出資を募って基金で再生をやっていくと。そういうことではないんじゃないかというふうに、私、産業再生機構の場合には思っているんですが、そういう誤解も含めて、ちよつと若干正確に産業再生機構が考えておられるそのグループ化のことを少しきちんと説明

してもらえますか。
○政府参考人(江崎芳雄君) 御説明申し上げます。

先生御指摘のような報道が出ておるといことは承知をしていますが、どの旅館なりホテル、一般的に申し上げますと支援対象先でございます。これがどうなるのか、個々の具体的なものが分からない、そういう段階で機構が出資等を行いまして例えば再生ファンドを作るといったことは産業再生機構法上不可能でございます。

それで、機構はどういうメカニズムで動くのかということでございますが、機構が支援対象先を決める、これが仮に旅館とかホテルでございますと、あくまでも一軒一軒でございます。個々の一軒一軒の旅館なりホテル、これの再生可能性があるのかどうかということとを厳密に判断をします。その上で、正に一軒一軒の支援の可否を決定をする、こういうメカニズムでございます。

その上で、ある程度時間がたちまして、複数の旅館なりホテル、こういったものが機構の支援対象先になったということに仮になったといたしますと、こういう個々の旅館なりホテルをばらばらに経営管理を行っていくことは大変非効率でございます。そこで、顧客から見ますと、それぞれの旅館なりホテルに今非常に独自性があるというものが大変、何といいますが、重要な魅力的なポイントでございますが、片や経営面といたしましては、もう少し全体をグループ化をして、可能な部分はスケールメリットを働かせて一体化をしていく、こういうスキームも機構において検討している、このように考えてございます。

ただ、いずれにいたしましても、機構は、冒頭申し上げましたように、一軒一軒の再生可能性を詰めてまいります。そうした中で、それぞれの個々の一軒一軒が大変厳しい競争に置かれておるわけでございますので、その中でどうすれば一番事業再生の実が上がるのかというスキームを、そもそも対象となります事業者、それから銀行等々と協議、相談をしながら一番最適なものを決めて

いくと、こういうことでございます。
○大門実紀史君 そのことははっきりしていただければと思います。

その場合、産業再生機構が、鬼怒川で申し上げますと、中小の旅館、ホテルもあるわけですね。ところが、中小の旅館、ホテルでもかなり、何と云いますか、頑張っているところもあるわけですが、頑張っているところでも債務の方で大変だということもあるわけですが、そういう中小の旅館、ホテルは産業再生機構の対象にならないということはないと思いますが、ちよつとそこもきちつと答えてもらえますか。

○政府参考人(江崎芳雄君) 先ほど申し上げましたように、支援要請がございまして、その当該事業者が再生可能性が高いのかどうか、細かく申し上げませんが、イグジットできるのかとか生産性とか財務構造の改善とか、そういう基準がございまして、そういうものに照らして判断をいたします。

片や、事業者の規模でございすけれども、これは機構法でございすとか、それから産業再生機構は支援基準というものを政府が決めてございす、その中で、中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならないということになってございまして、機構自身も、大規模であろうが中小規模でございまして、再生可能性がありまして、かつ基準を満たすということでございまして、かつ全力で取り組むということでございまして、○大門実紀史君 今、経済産業省といいますが、中小企業庁の方のスキームで、栃木県の中小企業再生支援協議会と中小企業庁の間で中小企業再生ファンドとこの検討準備が進んでおります。

私は、再三そういうファンドを作つて中小旅館等を支援すべきだと言ってきたのは、こちらの方のことをずっと提案してきたわけですが、このスキームが、そういうスキームができたとき産業再生機構とどうかかわるというふうにな

るか、もし分かることがあれば教えてください。
○政府参考人(江崎芳雄君) 各地で中小企業支援協議会、中小企業支援協議会はお金というものをたしか持つておらないと思ひますので、その後ろに県等々がいろんなファンドをお作りになるという動きは出ておるといふ具合に聞いてござい

ます。
その連携ということでございますが、多分、事業者の方から見ますと一番使いやすいものをお使いになればいい、そこは銀行とよく御相談になつてお使いになればいいということであらうかと思ひます。

ただ、中小企業支援協議会、それから機構、その辺りの情報の連絡とか、そういうものはよくするということとをいろんな場面でも要請をされてございすので、その辺りは十分連絡はしていきたいと、このように思つております。

○大門実紀史君 是非これから具体化する中で双方協力してお願いしたいというふうに思ひます。内閣府の地域再生本部の方にお伺ひをします。こういう温泉街の再生というのは、個々の旅館を何とか再生していくだけではなくて、地域全体の町づくり的なことも非常に重要になつてきま

す。私、鬼怒川温泉に何回か行きましたけれども、決して町づくりとしては、町としては上手な町づくりしてきてないなというのを実感してきたところ

です。
具体的に、今地域再生本部がそういうことにかかわつていこうということが、動きがありますけれども、この点で、まず全体、簡潔で結構なんですけれども、この地域再生本部がそういうことにどういう目的でかわつて、どんなことがやられていけるのかというのを是非簡潔にちよつと説明してくれ

ますか。
○政府参考人(滑川雅士君) 地域再生本部の機能につきまして簡単に御報告申し上げます。

地域再生本部は、地域経済の活性化あるいは地域雇用の創造ということとを特に地域の視点から積極的かつ総合的に推進するというために、内閣総

理大臣を本部長といたしまして、昨年の十月に内閣に設置されたものでございます。本部としての活動は、地域からの声あるいは要望というものを踏まえまして、地域の再生に向けての取組を支援するという事になっております。

昨年の十二月から一月にかけて、地域再生構想の提案を募集いたしました。これに基づきまして、二月に地域再生推進のためのプログラムというものを決定いたしましたけれども、このプログラムのなかでは、例えば補助金を受けて建設した施設の転用など、百四十一に上る地域再生に向けた地域の活動の支援措置というものを定めております。これに基づきまして、五月十四日まで各地域でこうした支援策に基づきました地域再生計画をお作りいただいて、その認定申請を受け付けたところでございます。六月中、今月中の認定に向けて、現在その審査を進めておるといふことでございます。

なお、五月二十七日、先週にも地域再生本部を開催いたしました。地域再生の支援措置の拡充に向けまして、補助金改革等の制度改革の方向性というものが改めて示させていただいたところでございます。また、今月、六月現在、こうした地域を支援するための様々な施策の改革につきましても、地域からの御提案というものを受付を開始したところでございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 足利銀行破綻問題というのは大変大きな問題でして、これについては、二百十幾つ出てきている再生計画ですか、地域再生計画ですか、いろいろあると思います。みんなそれぞれ要望があつて重要な問題だと思いますが、とりわけ、この足銀問題でのいろんなところで起きている問題から考えると、これは特にそういう要望というのは重視してこたえていってほしいと思いますが、特に足銀での温泉街の問題、これについてどういふふうにお考えですか。

○政府参考人(滑川雅士君) 先ほどお答え申し上げましたように、地域再生計画につきまして、認

定の申請を先月、五月六日から十四日まで受け付けていただいたところでございます。この際に、栃木県藤原町から、鬼怒川・川治温泉「自分らしくなれる町」構想実現に向けての再生計画という名称で、地域再生計画としての認定申請がござっております。現在、この認定に向けた作業を行っております。先ほど申し上げましたように、六月中の認定を目指して行っておりますところでございます。

そうした状況ですので、詳細についての御説明は差し控えていただきたいと思います。この藤原町の再生計画は、ホテル経営者とか旅館経営者という方々のみならず、町全体が一体となつて取り組んでいくという方向を打ち出されておられるということで、地域再生の趣旨も踏まえられて作られているものといふふうに私も考えております。

また、鬼怒川温泉の再生、御指摘の件につきましては、私どもの地域再生のみならず、産業再生あるいは都市再生といった取組と連携して行っていくことが効果的であるといふふうに考えておりますので、こうした関係の機関とも連携して取り組んでまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○大門実紀史君 手元に藤原町が出した申請計画があります。そちらでは教えられないとおっしゃいましたので、地元からいただきました。

かなり切実な中身で、やっぱり足銀破綻、その中で温泉街問題というのが大変な問題になっておりまして、個々には申し上げませんけれども、本当に頑張つて、何とか鬼怒川温泉を個々の旅館の再生とともに温泉街そのものを活性化しよう、と、再建しようという大変中身よく練られた計画だといふふうに思いますので、是非地域再生本部、特段の、今までも実はいろんな相談に乗ってあげていただいているわけですね。そういう点も含めて、この藤原町の申請が実現するように御努力をお願いしたいといふふうに思います。ちゃんとした答弁いただきましたので、もう竹

中大臣に最後一言聞いて終わります。

こういう地域で、竹中大臣は一つの信念があつて足銀問題対処されたかも知れませんが、結果として相当の人たちがこういう急激にいろいろなことに直面して苦しんでおられると。これは委員会でも分かるとおり、共産党だけではございせん、もう超党派で各党がそういう地元の声を聞いていろんな対処を求めているといふふうなことだと思ひます。私は、金融庁自身ももっとイニシア取つて、竹中大臣ももっとイニシア取つて、こういう地域の中小企業、温泉街、そういうことに対処してほしいといふふうに思うわけです。

この前の質問では切り分けの問題で、足利銀行の切り分けの問題で中小企業を簡単にRCCに送るといいますか、レッテル張るようなことをやらないでいただきたいといふことを申し上げましたけれども、更に進んで、そういう中小企業の再生、地域再生で竹中大臣のイニシアをお願いしたいと思ひますが、そのことにコメントいただきたい、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 足利銀行が債務超過に陥つた、資本を復元できなくて破綻の申入れを行った。大変残念であり、遺憾なことであるといふふうに思ひます。私たちは、そうした事実を受けて、地域に対する影響を最小化するために実は三号措置を取つたんだと。これを、この点はまず基本として是非御理解をいただきたいと思ひます。そこで三号措置を取つていなかったならば、地域の経済といふのはやはり私はもっと混乱をしていただろうと思ひます。その上で、しかし我々は更に地域の問題に前向きに取り組まなければいけないという状況であると思ひます。そういうことも踏まえて我々がイニシアチブを取つて各省庁の連絡協議会を作つていただきました。

そもそもさかのばれば、地域再生本部を作ろうといふことを言ひ出したのも、これは金融庁じゃなくて経済財政諮問会議の方でございすけれども、その意味では我々が地域再生が今重要であるといふことを最初にそのメニューとしてのせた、そのつもりでございす。こういう努力は引き続き続けたいと思ひますが、個別のその足利の問題に、足利銀行の問題に關しても、これは本年二月六日に経営に関する計画が策定しております。そうした中で、足利銀行とも協議をしながら、債務者企業の再生等に積極的に取り組むといふことをこの中に明記をさせております。

同行の企業価値向上にもつて努める。その再生に当たつてはしっかりと査定を、自己査定を踏まえた上で再生可能かどうかといふことをしっかりと判断する。そのためには形式的な基準ではなくて、経営動態や定性的な面も重視してしっかりと再生可能性を判断する。再生可能性が認められるときには、高いと認められるときにはあらゆる企業再生手法を想定してその再生を図っていく。これは引き続き我々としては足利銀行の経営陣にしっかりと要請していききたいと思ひます。し、その意味で我々の方としても地域再生本部及び再生機構等々しっかりと連携をしていくつもりでございます。

○椎名素夫君 さつき宮澤先生の話が出まして、それで思ひ出したことがありますので一言申し上げますが、これ、竹中大臣も一、二度参加していただいたかと思ひますが、イギリスの連中との対話といふのがあつて、あれをこつちで、東京でやると、そのときの総理大臣に必ず会いに行くことになつてた。宮澤総理のときに二十人ぐらい連れて官邸に行きました。

当時、日本の農産物の自由化の問題、米の問題がちょうどありまして、そうしたら、一体、米どうするんだつて聞くんですね、イギリス人が。そうしたら、御承知のとおり、もうイギリス人より立派な英語で二十分ぐらいおしゃべりになった。何か質問ないかと言つて、私連れていったので聞いたんだけど、何か無然とした顔して、ないなんと言つて帰つちやうたんですね。で、終わりになりました、外へ出てから、あなた方しゃべる

の好きなのにどうして今日は何も言わなかったんだと言ったら、あれは難しいという話しかやらなかったと。総理大臣なのにどうするつもりか何も言わぬと、こう言って何か怒っているんですね。それで私が思い出したのは、何かよその国の人の話ばかりして申し訳ないけれども、ハーマン・カーンというのがありましたね。あれ生きていたときに割に親しかったんですが、あの男が言った非常に面白い言葉がありまして、これから先の人間社会の一番の困難、混乱はどこから来るか。そうしたら、エデュケーション・イン・キャパシティーだと言ったんです。つまり、教育を受け過ぎたために能力が無能力になると、人間が、ということをやったんですね。これ、物すごく面白いので、あなた面白いこと考えたねと言ったんだけれども。

結局、どう考えても宮澤先生の方はちゃんとやって、そして私が聞いていると、いや、まあいろいろ難しいけれども、もうこれは止まりませんよと、こう言ったと思っただけです。ところが、どうしてあんな怒って帰ったのかと。結局、両方の言葉が違うんですね。あれ。だから分からなかった。イギリス人というのは英語がうまいことになっていくけれども、彼らのあのインテリと称する連中、エコノミストの編集長であるとかフィナンシャル・タイムズ何とかと、何とかかんとか、偉いと言われる人がいたけれども、彼らの言語では理解できなかったらと思うんです。それを、またそれで今考え付いたんですが、これから日本の経済、景気どうなっていくだろうかという話はだれしもが関心を持つところですね。しかし、みんな何となく不安だと、こう言うわけ。その時々には経済財政諮問会議が何かでいろいろおまとめになって出てきたり、あるいは財務大臣が何かおっしゃったりする。いや、もう今度は確実に良くなっている、こう言っても、本当にそう思っているのかねって、これ信用余りしていないですね、これ。

て、前よりもいろんな人の意見が聞けるようになってはなっているんですが、もちろん自民党の人と付き合いがなくなっちゃったわけでもない、これはそのままいて、選挙区なんかでも。あそこはまたいろんな人がいて、民主党もいるけれども、自由党という物すごいのもいて、あらゆる人たちがいるので、共産党も強かったし。

で、何かといったら、皆さんのおっしゃることはちよつと上等過ぎてみんな分らないんですよ、結局。一体どうするんだろうと思つて、おっしゃること、こうなるだろうと思つておっしゃることも分らないけれども、その方々が指導している政府の政策とか何とか、あるいはお役所のやった結果、何か起きた、これも分らない。これは今おっしゃった足利銀行はなぜつぶれたのかいまだに分からぬと、こういう話はね。その話だろうと思うんですね。

だから、そこを何となくに霧を晴らすように、晴れさせるといふ努力をもう一段なさらないと、大変上手なところで、言葉を操つて、こうなつていきますと。これね、本当分らないんです。それこそエデュケーションのレベルによつて分かる言葉と分らない言葉がある。こゝろじゃ通用する言葉があるんですね。よそで聞くと、みんな何が何だか分らないという言葉がある。それはお分かりになりますでしょう。

それから、ごく少数のエリート、本当のエリートがおしゃべりになっていることも、今度はそこらのお役所に行つて、局長辺りはまあ分かるんでしょうから局長になっているんだろけれども、そのちよつと下へ行つたら何だか分らないという人もいます。大体二、六、二という割合だつていうんですね、すごく良くできる人と普通のひとで、きない人との割合というのは、どこへ行つてもそうなんです。二だけで分かる話していると八が分らないんですよ。だから不安なんです。そこで、おとといでしたつて、一度全部洗い直してみたらどうだというお話をいたしましたね。やつぱり一度やつておいた方がいいんじゃないか

と思うんです。どれだけ本当に悪いのか、本当にいいのか。相当良くなっているけれどもまだ厳しいというふうなお話というのはニュアンスに満ち満ちちやういて、このごろの当たらない天気予報みたいに、雲が多い、時々雨降りますけれども晴れ間も見えてしょうと言われているようなもので、傘持つていくのか持つていかないのか、どうしたらいいんだねという感じがあるうちはみんな不安がなくならない。そうすると、何もかも手控えるということになつて、ただ元氣なのは、よその世界と接して、実際にやつてみて完全に成功している産業ありますよね。これはもう自信があるからちゃんとやる。だけれども、そうでない人たちはみんな不安なんです。

ですから、そう言つちゃ悪いけれども、御自身の教育レベルというのは非常に異常に高いということとを皆さんは自覚しなさいかね。そして、もつと少し下の人でも分かるようなことをおっしゃる、そのためには事実を示すのが一番いいんです。それをやらないで、いや、もう任せてくださいと、こう言つても、確かにテレビに出てき

て、何か天気図がどうで、高気圧がこう来てこう来て、道具立てはいいけれども当たらないじゃないかという感じが付きまといっている間は日本の経済、本当に良くなれない、構造改革もできないと私は思うんで、どうでしょう。もうこれでやめます。お二人の感想聞かせていただきたいと思うんですが。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今日この委員会に出てくるに当たしまして、一昨日の椎名先生の御議論も読ませていただきました、私、あれを読みましてすぐ思い出したものは、あの中でも引用されておられますが、平成十二年の四月に宮澤大臣にペコラ委員会みたいのを作つて、全体、金の流れを見直したらどうだという議論をされておりますね。私、あれ非常に印象に残つていたものですが、つぎ私、あのときは金融再生委員長をやつておつたんですが、非常に印象に残りました、つぎ私、私にも委員会にいたんだと思つて議事

録を見てみたらいいませんでしたので、多分テレビで拝見していただろうと思います。

そのとき、一つは、ペコラ委員会というのはそういうところだったのかという、実は少し椎名先生が言っておられるのと違つたらえ方をしていたということもございまして。それからもう一つは、やつぱり金の流れ全体がどうなつてい

のかというのをよくつかんでいかないと、物事が、頭が整理もできないし、いろんな施策もできないんじゃないのかというの

は全くあのとき共感したわけでございます。その後、考えてみますと、やつぱり委員のおつ

つておられますように、やつぱり金の流れがどうなつてい

ですから、長い御経験からああいう全体の金の流れをつかめとおっしゃいましたけれども、私、そのとおりだと思います。さらに、そういう群盲象をなでと言われないように、全体像を視野に入れて、もっと、何というんでしょうか、かみ砕いてこなしていく努力を我々も更に求められているんだと思っています。

○國務大臣（竹中平藏君） 貴重な御意見を賜つたと思つています。

ペコラ委員会につきましては前回少しお話をもう申し上げているので、後半特に言われた我々の対話の姿勢に関連する部分について申し上げます。いただきたいと思います。正直言って二つの思いがあります。

こういうところで議論する場合には我々なりに通じる一つのレトリックに基づいて議論がなされているんであって、それはそれで一つのやり方かもしれないけれども、それは一般の人々の魂に届く声ではないのだという御指摘は、これは大変やうはり我々常に意識しなければいけないことだと思ひます。私自身、民間人から三年前にこういう仕

事をさせていただいて、そういう仕事を是非したいという思いで仕事をやってまいりましたので、本当に努力がまだまだ足りないのだろーと思えます。改めてそういう姿勢で、何ができるかということとは改めてしっかり考えさせていただきたいと思えます。

正午休憩

午後一時開會

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、小池晃さんが委員を辞任され、その補欠として池田幹幸さんが選任されました。

○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ではないということなんだと思います。これ、こ
 ういうのを出すとき、骨太じゃなくて骨なしだ
 とか先送りとか、これ発表した後のもうヘッド
 ラインが目に見えるわけですね。ちゃんとやつ
 ぱり、ちゃんと恐らく理解してくれていないん
 ですね、書いていることを。

それは恐らく、考えてみると、かつて上院議員だった、かつて政府の中にいた、しかし今どこかの新聞のエディターをしている、ないしはブルッキングス研究所の何か解説者をしている、そういう層がこの国にない。ここはやっぱり作っていかなければならない、社会のインフラとして欠如しているということなのだと思います。

先生がそういう役割を果たしてくださることを期待申し上げている次第でございます。

○椎名業夫君 お二人から大變に物が分かつてい
るということが分かるようなことを言っていただ
けで、心強く思つております。とにかく若い方が
ちゃんとやっていたかないとどうにもなりません
ので、よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

案及び預金保険法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行総裁福井俊彦さんの出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(田より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

平成十四年のときを振り返って、ちよつと議事録を持ってまいりましたが、この三月までは、というのはその年でございますけれども、御存じのように健全化法というのがございましたから、個別銀行の健全化ということでお金を入れることができたということでございますが云々と、こういうことでございますが、その後、システムリスクというのを認定しないと入れられない仕組みになつておると、個別の銀行で起こったことが全体のシステムリスクだということに法解釈上、大きく解釈され過ぎて、逆に市場にインパクトを与えてしまうというおそれがあるということが出てくるんではないかと、こういうようなことを申し上げて、そのときはいろいろ考えてみなければいけないというような御答弁でございました。

その一年後の昨年の十一月二十六日でございますが、いろいろもうこのときは検討が進んでまい

○委員長(円より子君) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

いましたけれども、大臣の方から御咎めをいたされた。きましたのは、「銀行が危篤状態に、言わば危篤状態になったような場合は預金保険法百二条というものがあると。しかし、危篤ではないけれども、ざりと健康体ではないと、そういう場合、予防的に何か枠組みを考える必要があるのか」といふことである。

質疑のある方は順次御発言願います。
○林芳正君　ありがとうございます。自民党の林芳正でございます。

はないかということで、金融再生プログラムでもそういうことを検討しようということを掲げました。」と。その後金融審議会でいろいろ御検討

この法案に質疑に入れることになったことを喜びつつ質問をいたしたいと、こういうふうに思います。

けでございしますが、そういうふうには、去年、おとしと御指摘を申し上げて、そのたびに検討が准

私、実は予算委員会の方でも何度か竹中大臣にいろいろと御質疑を差し上げてきた経緯がございますので、この公的資金制度、振り返ってみます。

んでまいった結果がこの法案だというふうには認識をしておるわけでございます。

振り返ってみますと、平成九年の金融システム

いろいろなことがあったわけでございます。昨年の予算委員会、平成十五年十一月二十六日だったと思いますが、またその一年前の、大臣、金融担

不安というものがあって、十年に早期健全化法と八兆六千億の資本注入、そしてその後、恒久的な制度として、このとき私は答弁側でございました。

が、預金保険法の改正、そして百二条に恒久措置として継承ということだったわけでございます。

こういう検討の中で出てきたというふうには私は理解しておりますが、この法案の、今のいろんなことを踏まえながらここにたどり着いたということとを踏まえてどういう役割を果たしていくのか、特に百二条措置とどういうふうに関連するかということとをまず御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 林委員におかれましては、まさしく九七年以降顕在化した様々な金融のシステム問題の中で、常にその中心におられていろんな知恵を出してこられた立場でいらつしやるというふうにご存じ上げます。それを踏まえて、御指摘のとおり、予算委員会等々でも公的資金の在り方について大変本質的な御質問をいただいたことを記憶しております。

その意味では、釈迦に説法という面もあるかもしれませんが、あえての御質問でございますので、これまでいろんな枠組みがあったその中で今回の法案の位置付けということでございますけれども、例の早期健全化法は、経済の状況が現在とは大きく異なっていました平成九年秋以降の金融システムに対する急激な信認の低下、コンフィデンスの低下でありましてか貸し渋り問題の深刻化といった状況に対応するために、これは時限的に立法されたものでございました。その意味では、ジャパン・プレミアム・の鎮静化でありまして金融機関の貸出し態度の軟化等を通じて、その意味では当時の経済情勢下でそれなりの役割を果たしたものであるというふうに認識をしております。

この早期健全化法の資本増強の枠組みは、金融危機に対応する恒久的な制度として、その部分に関して平成十二年の預金保険法の改正によって今の預金保険法百二条措置に継承されているところでございます。

そうした流れの中で、今回の金融機能強化法案でございますけれども、これは金融機能の強化を目的とする、経営改革を行って地域における金融の円滑化等、健全な金融機能を発揮し得る金融機

関に対して我が国が資本参加をするというものでございます。金融危機対応措置であるところの預金保険法百二条とはその意味では根本的に異なる目的を持つていものであると思っております。

特に地域金融機関においては金融システムの不安があるという状況ではないんですけれども、地域等における金融が十分な安心感を持って円滑に行われているかというところ、それはやはりまだ問題があると、その指摘はここでもいろいろ多々いただいていると思っております。

そのために、もっと十分な安心感を持って円滑な金融が行われるためには、企業再生でありますとか不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要であると、そういう今の正に時代の要請があるというふうに思っております。

金融機関の資本の自力調達が必要しも容易ではない中で、こうした新たな公的資金制度を創設することによりまして地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組に対して公的な支援を行うということとは、地域経済の活性化、金融システムの安定強化につながるものでありまして、結果的に国民経済的な意義があるというふうに考えているところでございます。

概要、今申し上げたような位置付けをしているところでございます。

○林芳正君 ありがとうございます。

我が党の公約でございますが、改革宣言、政権公約二〇〇三にも、「不良債権問題が金融機関経営の健全性を損ね、自己資本の空洞化等が指摘される現状を踏まえ、不良債権処理を円滑化するための規制や、金融危機を起させないための新たな公的資金注入の枠組みを検討する。」と、こういうことを言っているわけでございます。

これを作ったときよりも数字的には大分上向きの数字が出てきたと。大臣の御苦勞も大変だったと思っておりますけれども、ここまで来た中で、いわゆる「金融危機を起させないための」というのは、先ほどの大臣の答弁でいきますと、危篤状況

にある人はもちろん処置をしなければいけません、さりとて健康体ではないと。こもやはり中長期的には入れていかないと、どうしてもいろんな病気があつてございまして、交通事故だけがして即入院、これは健康体の人もあり得る。こういう危篤状態等あるんですが、もう少し、こういうことを自分で言うのも恥ずかしいんですが、成人病的な傾向のあるようなことというのはあるわけございまして、やはりそういうところをそういうフェイタルな病になる前にきちつとやっておく、そういうことのためにいろんなガイドをしたりするということもこれ必要なことではないかと、こういうふうなふうに思っております。

そして、そういう使い方を逆にするとしてもならないと、成人病になりそうの人に、あなたは体力が落ちてきたからもっと栄養を付けなさいと、こ

う言つてすき焼き屋に連れていくということでは困るわけございまして、そういう意味では、効果がしっかりと担保をされる、なけなしの公的資金を、まあ上げてしまおうというわけではないですけれども注入をするわけですから、こういう枠組みが非常に重要であるというふうに思っております。

そこです、この資本参加が地域における金融の円滑化に具体的に結び付くような枠組みというもの一つ重要ではないかと思つていますが、そういうことに対してどういう仕組みになっておりますか、お答えいただきたいと思つております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、林委員が危篤ではないけれども健康体ではない状況という私の以前の答弁を御引用くださいましたけれども、本来でしたら、これ人間の体にかんがみても、そういうグレーゾーンにあるときは、ある程度の自然治癒力というのは持っているのだと思つて。銀行でいうならば、その場合には自分で資本調達をお願いしてそれでやっていく、ないしは少し時間を掛けてやっていく。

ところが、今、日本が置かれた状況というのは、引き続きデフレが続いている状況であり、ま

たこれまでの経緯もあつて市場における自己調達に非常に難しい状況、そういうかなり特殊な状況下にあるということで、時限的に今回のような措置が必要ではないのかというふうに考えているわけでございます。

今、林委員お尋ねの、今回の資本参加が地域の金融の円滑化にどのように結び付くんだという御指摘、これは極めて本質的な問い掛けであると思つております。

あえて二つに分けてみますと、そもそも資本増強すること自体が実は銀行のリスク対応力を高めまふので、リスクに対応しているんなことが出来るようになります。その中には貸出しを増やすというのがありますし、企業再生をもつと積極化させるというのがありますけれども、そういう資本増強そのものがリスク対応力の増大を通じて金融の円滑化に資するというのもそのやはり効果があると思つております。

同時に、今回の制度におきましては、これは国の資本参加に当たりましてある種の条件といひますか、を付けているわけでございます。信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策というのを具体的に記載した計画の提出を求める、地域における金融の円滑化等が見込まれるどうかを厳正に審査をする、ここがもう一つの、二番目の重要なポイントになろうかと思つて。その際、重要なのは、地域経済の活性化のためにはやはり多面的な取組が必要だということだと思つて。したがって、一律に何かを求めるといふのではなくて、活性化の方策、それが進捗しているんだということが外部から評価できるような指標も計画に盛り込むところを求めているところでございます。

例えばですけれども、中小企業あるいは地元企業の企業に対する信用供与の総資産に対する割合がどうかというの、一つの可能性だと思つて。その他の指標も組み合わせ、そうした実績を公表して、パブリックプレッシャーの下で正に金融の円滑化を目指してもらふ。その上で経営強化計画

の履行状況を明らかにしてもらって、さらに必要があるときは、これは履行の確保に向けた監督上の措置も発動をする。そういうことを組み合わせることによりまして、地域における金融の円滑化や中小企業の再生が図られていくものというふうを考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。

資本参加をしないところにも、今度はリレーシヨンシップバンキング・アクションプログラムというところで情報公開等はお願いくことにするわけですが、正にこはもう資本参加するわけですから、株主としてもそういうことを徹底をしていっていただきたいと、こういうふうに思います。

もう一つは、これよく言われていることです。結局はお金を、資本参加するというところで経営陣のモラルハザードというものが惹起をされるんではないかと。結局、これはアメリカのS&PドLのときにもあったことでもありますけれども、結局、経営をきちっとしなくても、最後はセーフティネットで預金者保護は行われるんだということがやっぱり経営者のモラルハザードにつながったということが指摘をされておるわけでございます。これは非常に意味では重要なポイントだと思えますが、この面ではどういう対策になつていくか、お伺いしたいと思えます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今回の措置は、デフレが続く自己資本調達がなかなか難しい、しかし、一方でマクロ経済が良い方向に向かう中で地域経済を活性化させたいという非常に強いニーズがある、したがって国の資本参加に期待するとござる大きい、そういう状況下で我々法案の提出をさせていただいているわけでございますが、同時に、やっぱりその際の一つ大きな問題になるのは、委員御指摘のようなモラルハザードの問題でございます。本来、自ら経営努力を行うべき金融機関がこうしたモラルハザードに陥らないようなシステムをしつかりと組み込んでおかなければいけないと我々も考えております。

そこで、我々の措置としましては、国の資本参加に当たりまして、まず第一に、収益性、効率性等の向上が見込まれること、これが条件であります。地域における金融の円滑化が見込まれること、これも第二の要件でございます。こうした要件を厳正に審査するほか、さらに合併を始めとする事業再構築を求めるといったような形で金融機関に対して厳しい自助努力を求めるという枠組みにしております。その上で、モラルハザード防止の観点から、申請を行う金融機関の自己資本の状況でありますとか、合併等の抜本的な組織再編を行うか否かといったこの経営改革の内容に応じて適切に経営責任を明確化するという仕組みにしております。

もう少し具体的に申し上げますと、自己資本比率が、これは基準値未満の金融機関の場合には、国の資本参加時にこれは経営陣の責任を厳格に追及いたします。合併等を行わない場合には、経営改革の確実な実行を期するために、経営陣は収益性等の目標数値を掲げてもらって、その達成に厳格な言わば結果責任を負っていただく、そうして経営に当たっていただくという仕組みにしております。

ただ、もう一点、この点に関して重要なのは、この新たな公的資金制度といたしましては金融機能の強化を目指すというものでありますので、その申請自体について懲罰的な経営責任を問うべき性格にはない、この点もやはり重要なポイントであるというふうに思っております。

○林芳正君 そういうことで、いろいろこの枠組みを決め、また事後チェックも掛ける、場合によつては経営責任も問うていく、こういう仕組みになつていくということでございます。

そこで、実際にこれ、法案が成立して施行されますと、申請を受け付けていくということになるわけでございます。どうしても、事前にいろんな今おっしゃったような基準を作つて、こういうものを出しなさい、これはこういうふうな要件を決めますということになつても、全部、例えば数字

一けたまで、ここからは良くて、ここからは悪い、こういうわけになかないかなところがあると思ひますし、最終的には行政当局の判断というものが残つてくるところが出てくると、これは当然のことだと思つておりますが、その際に、これ当然の、このことだけではなくて、あらゆることはそうでございますけれども、公正かつアカウスタビリティー、事後きちんと説明できるだけの、濃い、内容の濃い審査をしていかなければならないし、その審査の信頼性というものが問われてくるというふうに思います。

そういう、ちょっとロジといいますが、手続的な観点からどういうふうな工夫をされておられるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今御指摘がありましたように、今回の制度というのは金融機能の強化を図りたい、そのために必要があれば国が資本参加をする、その資本参加をするには要件を決めて審査をするということになります。その審査との関連で、とりわけ我々行政当局の公正性と透明性というものが大変問われるというふうに我々も考えております。

大きく分けて、その公正性、透明性を確保するために二つのことがある、二段階あるというふうな御理解を賜りたいと思ひます。

まずは、経営改革を行い、地域において金融機関の強化をすることのできる金融機関に対して資本参加する、その金融機関の選別に必要な審査基準等については法令等に可能な限り明確に規定するという努力を行っているところでございます。具体的には、申請金融機関には、収益力改善等に向けた経営改革の内容でありますとか金融の円滑化に向けた取組等を盛り込んだ計画の提出を求め、その上で、収益性、効率性等の向上が見込まれること、さらに地域における金融の円滑化等が見込まれること等、この法令に定めた要件を厳正に審査するということにしております。また、合併を始めとする事業再構築を求めるといったこと、これも規定をしまして、金融機関に厳し

い自助努力を求めているところでございます。

第二の点としては、さらに、収益性等の数値目標やその裏付けとなるビジネスプランの妥当性でございますとか実現可能性については、これは原則として民間有識者から成る審査会の意見を聴くということにしております。このように、外部の客観的かつ専門的な知見を活用するというのも重要なポイントになると考えております。

○林芳正君 冒頭申し上げました、最初の資本注入やりました横並びのときの、いわゆる佐々波委員会というお名前が出て有名になつてしまいましたが、あれは最初だということもあって、なかなか世間からの佐々波委員会を見る目は冷たいものがあつたと我々も思つておるわけでございます。今度、いろいろ時代の認識も変わつてまいりましたし、いろんなことがもう既に起こっておりますから、まあああいうことはいらないと思ひますけれども、このロジの仕組みもきちっとやっていただくということを重ねてお願いをいたしておきたいと思ひます。

そういうことで、これは是非やっていっていただきたいと、こういうふうに思ひますが、この後の話を少ししていかなければいけないと思ひますのは、先ほどお話がありましたように、危篤状態の人が、先ほどの百二条というものがあつたが、あえて健康体ではないというふうな人について、こういうことをやっていくと。

じゃ、健康体に戻つたらそれでいいんだろかという問題があるわけでございます。まず健康体に戻つたらわなければいけないという意味では、この法案や、それから主要行については例の金融再生プログラムでこれ目的がもう達成されつとあると、主要行ですね。それからリレバン、先ほど触れましたように、機能強化をしていただく。元気にまざるなつてもう、健康になつてもうというところでは、これを合わせて相当なところまで来ているんじゃないか、特に主要行はですね。こういうことで、一応健康体に戻つてもらうということ、これを最後まできちっとやっていた

だきたい。その取組について御決意を伺いたいというのがまず第一点でございます。

そして第二点は、じゃ健康になつたらもういいの。昔の健康体に戻つたら、今のようなものとハードルが上がった激しいメガコンベンションの時代にやっぱり金融機関は生きていけるのかという、やはりそうではないんではないかというふうに思うわけでございます。

大臣の前の柳澤大臣の時代だったか、記憶がちょっと明確ではないですが、金融システムの将来ビジョンということをもとめられた記憶がございます。そこには中期ビジョンとして産業金融モデルというのと市場金融モデルということをし理念型として出して、将来はやっぱりいろんな、今ある主体がそのまま同じ仕事をやるということではなくて、同じプレイヤーかもしれないけれども、担う機能がそれぞれ変わってきて、複層的にいろんなことをやってみよう。その中で、やはりこの産業金融モデル、いわゆる間接金融的に銀行がローンで貸すというだけではないんだというふうな趣旨であつたかと、こういうふうに思いますが、正に今から、健康に戻つた後、新しい筋肉を付けるというんですか、新しい運動能力を付けていくというためには、その次にどうしていくかというモデルが必要になつてまいりますし、今やることもなるべくそこへつながるようにやっていくということが非常に大事だというふうに思います。

産業構造がやはりキャッチアップ型でなくなつてきたということは、欧米のような新しいことを何年か遅れでやればよいという時代ではなくなくなつてきたことであるかと、こういうふうに思います。そうすると、いわゆる試行錯誤で次はこうだということをいろんな人がいろんなことを試してみ、そういうものにファイナンスを付けるというふうになると、やはり市場金融モデルというものが非常に大事になつてくるのではないかと、こういうふうな思つておるわけでございます。

ですから、ちょっと長くなりましたけれども、今、健康体に戻すということはどうやっていくのかということ、それに併せて、次のビジョンをどういうふうな考えていくのか、そのことをお伺いしたいと思つています。

○国務大臣(竹中平蔵君) 林委員から正に大変良い時期に良い御指摘を賜つたというふうに思つております。

まず、今の不良債権処理に関しては、御指摘のとおり、来年の三月期にはその決定したときの八・四％の半分程度にということを目指して今やっておりますので、これは、決意を述べよということでございますけれども、これはもう強い決意でしっかりと是非実現をさせていきたいと思つております。

その上で、じゃ、その先を一体どうするのかという非常に重要な御指摘でございます。バランスシートが一応良くなったとしても、更に収益性、成長性、そういうものを求めていかないと、そういった革新力を持たないと、世界の金融環境、日々刻々と進化しているわけでありまして、これはこれでまた次の時代に対応できない。我々もそういう非常に強い意識を持つております。

今日、たまたま夕刻の経済財政諮問会議で骨太方針を答申することになっておりますが、その中で今御指摘いただいたようなことに対する一つのお答えを提示させていただいております。

一つは、金融再生プログラムは来年の三月を目標としておりますので、それ以降のポスト再生プログラムについて今年じゅうにしっかりと議論をして取りまとめるということ、これはもうやはりどうしても必要なことだと思つております。そしてその際は、今御指摘いただきましたいわゆるビジョン懇、これは蟻山先生が中心になつてまとめられまして、実はこれが答申された日というのは、これはたまたま私が金融担当大臣に就任した日でございます。平成十四年の九月三十日でございますけれども、そこに示されている御紹介のありました市場金融モデルというのはやはり非常に

重要な基本的な理念、考え方であると思つております。

是非、幅広くこれは御議論を賜りまして、特に収益力をどう高めていくのか、どのような革新力、変革の力を持つていくのかというところに焦点を当てて、しっかりとプログラムをお知恵を拝借しながら作つていきたいと思つてるところであります。

○林芳正君 ありがとうございます。

実は、私は十一年以上前に留学をしたときに、ボストンの銀行にお金を振り込むんですね、学費を。そうしたら、ちよつと行く二週間ぐらい前に銀行つぶれましたといつて、そんなことがあるのかと、あのときはびつくりいたしましたけれども、その後すぐ預金保険なんかで大丈夫ですと言われた覚えがあつて、はあと思つたのがもう今昔の感があるぐらい、ある意味ではいいこと悪いことも随分キャッチアップをしたわけでございます。その中で、椎名先生のお話ではありませんが、そういうことをいろいろやっぱり考えて今からやっていくということが、金融は手段でありまして、手段がしつかりしないと目的も達成できないと、こういうふうな思ひますので、是非大臣におかれても頑張つていただくことをお願いいたします。質問を終わります。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野達男でございます。

この金融二法案、たしか私の記憶が正しければ、四月の二十三日に衆議院通過しまして、その間一か月ほど、どうもどこで遊んでいたか知りませんがぶらぶらしておつたということでありまして、私は、実は国対の方もやつていまして、実はこの法案はもうなくなつたんじゃないかと、ほぼ確信に近いものを持つておりましたけれども、いろんな意味で法案が山積みになつてはいたしたの、最中のところ、ソソビのごとく復活してきまして、私はふざけていると言つたんですが、実はその

のふざけていると言ふべき先が、与党に言うべきか、我が方の国対に言うべきかを非常にちよつと迷つたところもありまして、いろいろ言いたいことはございますけれども、事情が、その背景にあるものが一〇〇％理解できてないつもりでありますから、ちよつと複雑な気持ちで今日質問に立つたということをまず一番最初にコメントをさせていただきます。

その次に、法案の質問に入ります前に、この間、U F Jの不良債権比率についてということ、私の質問に関して理事会扱いになりましたので、資料が、その理事会の扱いになった問題についての資料が出てまいりました。これは我が方の大塚理事がかなり頑張つてこれだけの資料にしてもらつたということで、私もこれは受け取つたわけでありまして。

ただ、依然としてこの問題に関しては、U F Jというのは主要行の一行である、それから特別検査も入っている、通常検査もしつかり入っている、それから銀行の資産査定もしつかり入っている、それから銀行の不良債権比率というのは下返しになりますけれども、本来であればほかの銀行と、主要行と同じく不良債権比率というのは下がつていくとちやならない、それから不良債権額も本当は減少していきなかつたという中で、十五年九月期に比べてどんと上がつていまして、ちよつとやや異常な事態だと思つた。

先般の答弁の中で竹中大臣は、不連続というのはあるんだというふうにおっしゃっていました。私もそうだと思います。ただ、不連続はあるんですけれども、これは合理的な範囲でなくちやならない。その合理的な範囲を超えますと何か理由があるはずなんです。私は、今回のいろんな数値を見ますと、これはやっぱり不連続でありますけれども、その合理的な範囲を超えるんじゃないだろうかと思つておるわけです。

そうすると、合理的な範囲を超えるときは理由とすれば、やっぱり金融庁の査定の仕方、今までのどこか問題があつたというのが一つ考えられる

し、それからもう一つはUFJの今までの検査の対応の仕方どこか問題があった。いずれもこれは大変な問題であって、銀行の信用の問題とか検査の問題にかかわる問題なんです。これは前回も言ったとおりです。いずれその問題については、これ以上今日話しても、また個別の金融にかかわる云々という話で、話は歩み進みませんので、いずれこのUFJの問題につきましては寺西前頭取を是非この委員会に呼んでいただきまして、我々いろいろ聞きたいと思っておりますので、是非理事会の方で後で協議をお願いいたします。

○委員長(円より子君) 後日、理事会で協議いたします。

○平野達男君 ということで、いよいよもってこの金融二法案のちよつと審議に入らせていただきますが、まず、今回のスキームなんですけれども、資本参加という誠にいい言葉使っていますね、今回は。資本参加というのは別な言い方にするとか資本注入ということになるわけですが、従来、資本注入、資本注入という言葉を使ってきた、今回は資本参加という言葉に今まず言い換えているわけです。

そこで、まずはその資本注入なんですけれども、法律的には金融安定化法がその枠組みを作った最初だったというふうに理解していますが、それを受けた後に、それを受けて早期健全化法というのができて、それで金融安定化法、早期健全化法に基づく資本注入を受けた金融機関というのが結構な数に上っているわけです。それで十二兆、この資料によりますと、これは財政金融委員会の調査室が作った資料ですけども、増強額は、この二法に基づく増強額というの、失礼しました。これにはあれも入っていますね、百二条の一号、りそなの、預金保険法の百二条の一号のりそなに対する資本注入も入っていますが、これも含めて十二兆三千八百億というような数字になっています。

その一方、あと付け加えますと、組織再編法というのがたしか去年でございまして、これに対する実績が一件あるということなんです。これは全体の例からしますと、これはちよつと捨象しますと、今までのいわゆる公的資本注入のイメージというのは、どこか問題がある金融機関を救うという、そういうイメージが非常にもう定着しているわけですね。今回それを資本参加というふうな位置付けになつていますが、イメージがもうどうも、金融機関救済だよというイメージがもう社会通念として広く行き渡っている中で、例えば今回の法律の中では申請によって資本注入をお願いするというようなスキームになつていますが、そういうイメージがある中で本銀行が申請してくるんだらうかという素朴な疑問が一つあります。

そこで、まず、国民の間にそういう一つのイメージができて上がっているんじゃないかということについての竹中大臣のコメントをちよつと冒頭にいただきたいと思うんですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) 冒頭で、本法案が、平野委員のお言葉によりますとゾンビのようによみがえったということでございますが、我々としては、これ本当に今の日本の、特に地域の状況を考えますと大変重要な法案であると考えて提出をさせていただきますというところで、是非御審議を賜りたいというふうに存じます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

しかし、今回我々は、であるからこそ、いろんな場で申し上げているのは、これは金融機能を健全に発揮し得る金融機関に対して国が資本参加するんだと、そういう意味での危機対応のものとは根本的に違つて、今の現状に前向きに対応するために、したがって時限のものであり、そういう趣旨とは違ふのだということをいろいろと説明をさせていただきます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

冒頭の御質問はイメージの問題であります。これはイメージですから、いろんなイメージがあるかと思いますが、基本的には、これまでの資本注入、これは預金保険法百二条のシステムミックスク対応を前提としたイメージというのは、正に必要があつて、資本が圧倒的に不足して、資本の注入を余儀なくされたというふうなイメージがこれはもう間違ひなく定着しているのかと思ひます。

せていただいているつもりでございます。この点はイメージでございますから、いろんなイメージをお持ちの方もいらっしゃると思ひますけれども、一時資本を、国の資本を受けて、それを返して、今グローバルなトップテンに出ようというふうな前向きの金融機関も現実には存在をしております。そこは我々としてはこの法案の持つていた前向きな趣旨をいろんな場で御説明をさせていただきながら、その趣旨を、本来の趣旨を御理解賜れるように努めていきたいというふうに思つておるところでございます。

○平野達男君 私が懸念するのは、法案の趣旨は多分銀行も理解すると思ひます。銀行も理解するんですけれども、いわゆる銀行に対するいろんな風評、評価、そういうものをやっぱり金融機関が非常に気にするんじゃないかと。そういう中で、今、先ほど言つたような公的資本注入ということに対する負のイメージがあるという中で、金融機関が果たして本当に申請という形で手を挙げてくるんだらうかという、まず冒頭、そういう大きな疑問があるということをちよつと申し上げておきたいと思ひます。

それで、法律の条文の定義についてちよつと冒頭確認しておきます。

通告申し上げたものとちよつと順番を変えますけれども、「金融機能の強化を図るため」というふうにはこれは第一条の目的にありますけれども、この金融機能の強化というのは、具体的にはこの法律の中で入れてあるのは、資本増強と、あと合併というのが入っています。ところが、合併は組織再編法の中でもうその手続が決まつてしまつていて、実はこちらの法律の中では、資本増強、つまり組織再編法の中では、下がった部分をちよつと補てんするというのが組織再編法なんですけれども、それよりも、上げる部分を多分この新しい金融機能強化法の中でカバーしているんじゃないかと理解したんですが、この金融機能の強化というのは具体的にどういうイ

メージというふうにとらえればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答えいたします。金融機能の強化ということでございますが、これは基本的には地域の金融の円滑化というのか、それから資金の仲介機能、そういうものが高まること、そういったことではないかというふうに考えております。

○平野達男君 そうすると、合併はこの言葉には入らないですね。

○政府参考人(増井喜一郎君) 合併というのは、金融機能の強化ということの御説明を今申し上げましたが、合併というのは、そういう、何と申しますか、行為といふんですか、そういうものでございまして、合併が金融機能の強化ということではないというふうに考えております。

○平野達男君 そうすると、この中で手段として、具体的な手段としてあるのは資本注入だと。これは当たり前の確認なんです、そういう理解でよろしいですね。

○政府参考人(増井喜一郎君) 具体的な手段としての資本注入というのはそのとおりだと思ひます。

○平野達男君 それじゃ次の、それを確認した上で次の質問に移りますけれども、先ほどの竹中大臣の御答弁の中で、本来であれば、資本注入、要するに資本調達市場でやるんだと、ところが、今デフレその他の、経済状況が必ずしも芳しい状況にない、だからそれができないんだということでした。

そうしますと、今回の対象とする金融機関は、本来であれば、市場が健全であれば、市場で資本調達ができるような金融機関を対象にしているんだという理解でよろしいんでしょうか。

よって金融機能が強化される、そして銀行経営そのものがサステナブルであるということを確認しないと我々としては資本参加はできないということになります。

マーケットにおいてどれだけの、レート・オブ・リターンを求める場合に、民間からの資本出資が可能かということは、これは別途また厳密な議論が必要かというふうに思いますので、厳密に必ず市場で調達できると言い切れるかどうかは分かりませんが、いずれにしても我々としてはサステナブルなものでないと、これは政府としても資本参加はできないというふうに考えます。

○平野達男君 言葉の問題にちよつとこだわりたいと思いますけれども、本来であれば、銀行が資本増強をするというのは、市場から調達するというのがこれは原則でありますね。ところが、先ほどの竹中大臣のお話の中では、そういう状況に必ずしもないんだと、できる状況にないんだと。金融機関は、本来であれば、景気が普通の局面であれば資本増強する場合に市場調達ができるんだと。それができないために、今回のようなスキームを三年限りの時限措置で用意したんだという、そういう御説明だったと思うんです。

だから、それを素直に解釈してしまいますと、もうちよつと景気が良ければその資本増強は市場調達でできるような金融機関、逆に言えば、今状態が悪いために資本増強を市場でできないような金融機関、それをこの法律の中で対象するんだという、まあ半分言葉遊びみたいな形で恐縮なんです、そういう整理でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 余り細かいことを言つて議論をややこしくしてもよくないと思いますので、原則としてはそのような考え方だという御理解を賜つて結構だと存じます。

ただし、今委員は景気が良くなればというふうにおっしゃいましたが、これは循環的に良くなるということではないと思います。

今資本調達がなかなかできないような状況はなぜ続いているかといいますと、一つは、このデフ

レ等々、出資というものの対して非常に人々がちゅうちよするような状況があるというのが第一点。もう一つは、これまで日本の金融機関が様々な問題を抱えてきて、計算上は将来この金融機関は良くなるかもしれないけれども、数年前のことを考えるとやっぱりちよつとちゅうちよするよねというふうな、そういうセンチメントがまだあるということ、そういうことを踏まえて総合的に御判断をいただく必要があると思います。

○平野達男君 それじゃ、引き続き、この問題は要するに申請主義ということに密接に関連していると思ひますんで、質問を続けたいと思ひますけれども、私はこの間の本会議の中で金融機関というのは大きく二つあるんじゃないかなというふうに申し上げました。

一つは、財務指標なんかを見たときにも結構健全だと、極めて健全とは言わなくても余り問題はないと、それから企業マインドに非常に富んでいて、何とかうちの銀行が地域の経済の活性化に役立てたいと思つていような経営スタッフがそろつていて、そういう銀行ですね。片や、財務指標上は一応基準値はクリアしているけれども、何かどうも怪しいような銀行、怪しいようなと言つたらあれですが、不良債権処理というのでも余り進まないというふうな金融グループ。二つあるんじゃないかなと。

私は、その前者のグループというのはそもそも、これ後でいろいろお聞きしますけれども、経営強化計画といったものを作つて、場合によつたらもう経営者責任までの規定までを入れて、しかも金融庁さんの厳しい検査を受けて、そんなことまでやつて資本注入の申請するんだらうかと。もう元々そういうふうな財務指標も非常に健全で経営のマインドに富んだ金融機関というのは、そもそもこんな法律を相手にしないではないだらうかという感じをまず持つていられるわけです。

そうすると、残つていられるのはやっぱり後者のような金融機関がやつぱり来るんじゃないかということ、ちよつと本会議において質問したんです

が、どうも答弁が、弱小金融機関に対する救済じゃないかという問いにすり替へられて答弁されたものですから、まずその二つに分けてとらえる見方と、やつぱり一般的にこの金融機関、この金融二法案を利用するような金融機関というのはどんな金融機関なんだろうかと、漠然としたイメージでいいですから、竹中大臣にちよつとコメントをいただければ幸いです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 答弁が不十分で大変申し訳ございませんでした。

金融機関、大きく二つに分けられるかという問題はございますが、議論を分かりやすくするため一つの例ということでお尋ねしたいと思いますので、委員がおっしゃる健全なというのは、例えば非常にリスクを先取り既にしていて、最低限必要な評価ではなくて、もつと踏み込んだ資産の評価、引き当てなんかも行つていて、財務の健全性が非常に強いところ、そういうところが申請してくるのかどうかと、端的に言えばそういうお尋ねであらうかと思ひます。

これはケース・バイ・ケースであらうと思ひます。更にリスクを先取りしたいと思う場合もございいますでしょう。それは将来に対するリスク、その変動要因をどのように経営者が見ておられるかということだと思ひます。さらには、その地域がどのようなリスク要因をはらんでいるかということとも関連するかと思ひます。したがつて、そういう場合はあり得ると思ひます。

また、同時に、この地域が、自分の財務基盤は、銀行としての財政基盤は強いけれども、地域そのものに潜在的な資金需要があつて、それを更に体して、自分としては貸出しを増やしていきたくと思つていて、しかし自己資本比率等々の規制を考えると量的にこれ以上増やせない、その場合には量的な拡大を行つて地域金融を円滑化させるために申請するということも、これは理念上はやはり考えられるということだと思ひます。

したがつて、一の分類、委員のおっしゃる一の分類は要求してこないということではないと思つ

ております。

○平野達男君 私は、先ほど言いましたように、まずこの法律案全体を見ますと、経営強化計画を作るわけです。その中にいろんな指標を入れて、例えば収益、効率性等の数値目標を決めなさい、それからあと、責任ある経営、数値目標を達成するための方策とかということで事細かにまず記述、書かせる内容になっていきます。しかも、先ほど言いましたように、抜本的な組織再編成を伴わない場合においては、もしその数値目標が達成できない場合についてはこれは経営責任を取りますよというふうな規定まで入つていいます。しかも、株式等の引受け等の決定の参加要件は九項目ありまして、後でこの項目についてちよちよこつと聞いていきますが、なかなか、これ見ますと、厳しい要件が掛かつていりますね。

それから、あともう一つ、その上でもう一つ言へば、冒頭で言いましたように、資本注入を受ける銀行というのはどういう銀行だらうかという社会イメージがもう一つある。これだけのハードルがあつて、どの銀行が要するにこんなものに参加してくるんだらうか、よっぽどの事情がないと国の資本参加なんか求めてこないんじゃないかという気がしてしよがないんです。

それで、銀行は、これ金融庁さんにいろんな審査を受けるのは、好んで審査を受けるでしょう。これ、金融庁さんと銀行というのは非常に仲がいいのでしよかね、特に都市銀行。しかも、これ地方銀行です。ふだん余り金融庁さんとは直接のお話も余りしたくないんじゃないでしよか。そういう銀行が、こういう要するに計画書を持つていつて、お金を下さい、資本注入してくださいというのを言うには、よっぽどの事情とよっぽどの覚悟がないと、これはできないんだらうというふうにはちよちよと思ひないんですね。

ということでありまして、何かコメントがございしますれば。

○国務大臣(竹中平蔵君) まあ委員の御懸念も分

からなくはないんですが、これは私は本当のところケース・バイ・ケースであろうと思っております。

まず、地元の信金、信組、日ごろ我々と接触がないのではないかと話がございますけれども、これは財務局等々でいつも接触をしておりますし、財務局が常に窓口になっているわけでありまして、これは情報の交換というのは常に行われていると思っております。

委員が指摘されました点は二点、要件が厳しい、それとイメージが資本参加によって悪くなる、この二点に要約されると思いますが、これは厳しい要件をクリアしてでも前に行こうとするという経営的な意思を持っているかどうかには私は尽きるところに思っております。

これ、そういう金融機関というのはもちろんあるわけで、とにかくもう最低限ぎりぎりのところで、何とか落後しなければいけないという経営者もいらつしやるかもしれないけれども、更に前に行こうという経営者もこれはいらつしやるわけで、私はむしろ時代はそういう方向に動いているというふうに思っておりますので、そういうチャレンジングな経営者はいらつしやると思っております。

同時に、イメージが悪くなるというのは、これは冒頭から委員は何度も御指摘でありますけれども、例えば、これは銀行ではありませんが、あえて例で申し上げますと、日産自動車というのは海外の企業からの資本参加を受けて、これでイメージが良くなったわけですね。新しい経営者を迎えてこれで変わったというふうな、そういう形でイメージを良くするということは、これは戦略上はあり得るわけがございますので、これは同時に非常に思い切った組織の再編等、経営革新を伴った形で資本参加を実現すれば、これは地域の金融機関にとっても非常に大きなチャンスであるというふうには私は思います。

○平野達男君 私も地元に戻って信金、信組の理事長さんなんかという話する機会がありました

てね、あるんですよ。やっぱり金融庁さんというのは物すごいやっぱりハードル、敷居が高いですね。だから、このところにこういう申請書を持つていくというのはいかに大変なことかというの、これはやっぱりよく考える必要がありますし、だから私は考える必要があると思っております。

逆の考え方からいきますと、やっぱりこれは法律が意図するようないかな、金融機能の強化とは言っているけれども、実質はやっぱりそれなりの理由のある、問題を抱えたと言ったら言葉は言い過ぎですけれども、そういう金融機関が追い込まれてこういう申請をしてくるという確率の方が高いんじゃないかという懸念をまず申し上げておきたいと思っております。

また、この点につきましては、この法案の性質、恐らくこの法律の一番の問題点は多分今のところにはまず一つは凝縮される、あとはほかにもちよつとあると思っておりますけれども、じゃないかと思っておりますので、引き続きこの点に關しましていろんな形でちよつとお話を伺っておきたいと思っております。

ちなみに、本当にこれを、そういう高いハードルを越えてでも進みたいという金融機関は、もう一回繰り返しますけれども、私は金融庁さん相手にしないと思っております。こんな法律も相手にしないと思っております。自分でちゃんとやりますよという、私はほぼその確信を持たいという気持ちで込めつつちよつと申しておきます。

それからあと、個々の項目についてお伺いしていきます。

まず、株式等の引受け等の決定の要件として、先ほど言いましたように、これは要約版ですけれども、大きく九項目出ています。その中で、「収益性・効率性等の向上が見込まれること」という中に「不良債権の処理の進展が見込まれることを確認」としてありますが、これは、「不良債権の処理の進展が見込まれることを確認」というのは、これは具体的にどういうことを指しておるんでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

新たな公的資金制度でございますけれども、この資金制度につきましてはまず自己査定をしっかりとやっていただく、それをやっているかどうかをよく確認をします。そのためにいろんな、もちろん財務諸表は当然でございますけれども、経営陣が宣誓した書類、あるいは会計監査人等による適正なチェックが行われている旨の書面等を提出していただく、あるいは検査で私どもが確認をしますと、そういう形で自己査定をしっかりとやっていただく。そういう上で、不良債権の処理においてもその数値目標を課するという形にさせていただきます。それが、不良債権の処理の確認、御趣旨はそういうことでございますね、不良債権の処理をしたかどうかということを確認の意図でございます。

○平野達男君 今のお話を聞いてみると、適切な資産査定がなされているということとオーバーラップしそうですね。また言葉にこだわりますけれども、不良債権処理の進展が見込まれると書いてあるんですね、見込まれるかを確認と書いてあるんです。これは、だから、資本注入をした後に不良債権処理の進展が見込まれるとしか読めないんですね。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今、私申し上げましたのはそういう意味で、資産査定をしつかりやるということでありまして、それを前提に、不良債権の処理につきましても数値目標を課することにいたしております。これは、たとえ収益性の向上などが仮に図られたとしても、不良債権処理の遅れが金融機関の経営基盤に悪影響を及ぼすおそれがあるといったこと、あるいは数値目標を、今コア業務純益、ROAといった数値で考えておりますが、そういう収益性の向上等の目標だけにいたしますと、例えば貸出しの高収益化を目指す余りに不良債権残高が増加する可能性がある、そういうこともあつたものでござ

いますから、不良債権の処理について数値目標を課すということにしております。

ただ、いずれにいたしまして、これは不良債権処理の一層の促進というものがその主たる目的というわけではございませんので、あくまでも補完的なものとしてのそういう数値目標の設定を考えております。こういふことを踏まえまして、当該数値目標の最低基準として、この地域金融機関については少なくとも資本参加時の不良債権比率よりも低下させることを求めると、そういう予定にしております。

○平野達男君 そうすると、今の最終のことが、あれが結論なんです。つまりは不良債権処理の進展を見込まれるかを確認というのは、具体的なアウトプットとすれば不良債権比率を低減させるような目標数字を設定するというのが、それが答えなのか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 結論部分はそういうことでございます。

○平野達男君 じゃ、そうすると、これは不良債権処理の進展が見込まれるかを確認じゃなくて、数値目標を設定させますということですね。だから、この表現と今の局長が言っていることはちよつと違いますよ、これ。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと詳細な答弁はまた局長からあるかもしれませんが、基本的な考え方は、まず資産査定とすること、ことと、その後の不良債権の処理ということについて委員はお尋ねだと思っておりますが、我々考えていることは極めて単純明快でございます。つまり、まず一番最初のスタート時点でのバランスシートがちゃんとされているかどうかを見る、これは資産査定をちゃんとするということです。しかし、その後、この銀行はどのようにしていくのか。当然、損益計算書とバランスシートはどうなっていくかというところを見なければいけません。損益計算書がどうなっていくか、これは正に収益力を見るということですね。バランスシートがどうなっていくかというところを見る。そのうちの重要な問題

い私はよく分かりませんが、やはり適切な資産査定ということであれば、資本注入をして、自然な形で自己資本が注入した分だけ増えていると、その状態がしばらく続くという状況にならないとやっぱりこれはおかしいなという感じがちよつとします。

次の質問に入りますけれども、これはちよつといじめのような質問で申し訳ないんですが、「地域経済にとって存続が不可欠であること」という要件が入っています、これは早期健全化法にも入っているんですね。

逆に聞きますと、地域経済にとって存続が不可欠でない金融機関というのはどういう金融機関でしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) いろいろなケースが考えられるかと思いますが、例えば、自己資本比率が基準値未満であるにもかかわらず、十分な自助努力を行うことをしないで、あるいは存続について例えば地域企業等や市場からのサポートを受けられない金融機関といったもの、さらに、その地域に密着した事業展開を行っていないために新たな公的資金制度の趣旨、目的になじまない例えは協同組織金融機関、あるいは協同組織金融機関であるにもかかわらず、その会員や組合員による自助努力が行われず、その存続について中央機関や地元企業等からのサポートが受けられない金融機関、幾つかそのいろいろなケースがあるかと思いますが、そういった金融機関につきましてはやはり地域経済に不可欠であるとは言えないというふうに考えております。

○平野達男君 余り意味のある規制じゃないですよ、これ。ということだけちよつと書いておきます。

それからあと、九番目に「株式等の引受け等が申請金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし計画の実施のために必要な範囲であること。」というふうに書いています、要は、これは自己資本をどこまで上げると、自己資本率をどこまで上げるかということの規定だろうと思うんです

が、これは基本的な考え方というのはどういう考え方方で資本注入額というのを決めるんでしょうか。基本的な考え方だけでいいです。

○政府参考人(増井喜一郎君) 資本参加の額の考え方でございます。これも、金融機関とか地域経済の状況によって様々だというふうに考えられますけれども、いずれにしても、金融機関が地域経済において現在よりリスクを取って金融機能を発揮するために十分な資本量を確保するという考え方の下で、金融機関からの申請に基づいて審査をするということになっております。

具体的な水準といたしましては、十分な安心感を持つて地域における金融を実施しているという意味で、業界の中堅クラス以上の金融機関の自己資本比率が一つの目安になるのではないかとこのように考えております。

また、金融機関によつては、それ以上に、リスクを取るために更に追加的に資本を必要とする場合といったことも考えられるのではないかとこのように思っております。

○平野達男君 また、この件についてはまたいろいろ聞かせてもらうかもしれません。

ちよつと次の質問に移りますけれども、今回、経営強化計画というのを、策定を義務付けています。その一方で、早期健全化法等に基づいて経営健全化計画というのを作らせてきた。ところが、この経営健全化計画につきましては、全体的な評価はちよつと分かれる、評価といいますが、経営健全化計画の達成状況についてですけれども、評価といのはなかなか難しいと思うんですが、少なくとも、りそめるいはUFI、足銀、こういった銀行につきましては、この経営健全化計画どおりの経営をやつてこなかったということは、これはつきりしているわけです。

今回、経営強化計画を作りまして、今度は金融機関だけじゃなくて地域経済にいろいろ貢献しますよというふうなことで計画を作らせるわけですから、今までの経営健全化計画のフォローアップ等々を踏まえまして、あるいはその達成状況等を踏まえまして、今回、経営強化計画についての達成をどうやって担保していくか、新たな枠組みとか何か考え方みたいなものがあるのかどうかということについて、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今の御指摘の早期健全化法と今回の金融機能強化法でございますが、それぞれやはり制度の趣旨、目的が違つております。したがって、今回は、その早期健全化法とは異なつた仕組みを採用しているつもりでございます。

具体的には、資本参加の対象となります金融機関に一定レベル以上の収益の向上の数値目標の設定を求めて、その妥当性あるいは実現可能性についてあらかじめ厳正に審査をして、その対象となる金融機関の収益性について選別を行う、まずその選別を行っているということでございます。それから、そのために有識者の意見を聴く仕組みも整備をいたしました。そういった点で、まずその部分が違つていないかと思ひます。

さらに、もう一つは、やはり対象となる金融機関のガバナンスを全般的に強化しているという点でございます。例えば、基準値未満の金融機関に対しては、資本参加時におきまして、代表権のある役員の退任による経営責任の明確化を図るといったことにもしてございますし、あるいは、一般的に責任ある経営体制の確立を内容として、例えば社外取締役を登用する等の経営の監督・監査機能の強化を求めるといふようなことも考えてございます。

それから、もう一つは、これも新しい制度でございますけれども、経営改革の実行を確実にするために、合併等の抜本的な組織再編成を行わない場合には経営陣が数値目標の達成に厳格な結果責任を負うと。そういう、この制度も早期健全化法にはない仕組みでございますが、そういったことも考えております。

いずれにいたしましても、そういったことで、

計画期間中における経営者による経営手腕の自由な発揮に配慮しながら、金融機関による経営改革の実現を確保なものとする観点から、これは早期健全化法と同じでございますけれども、計画の履行状況をフォローアップして、必要があると認められるときにはその履行確保に向けた監督上の措置を発動すると、そういったことも考えておるところでございます。

○平野達男君 今の説明の中でちよつと一言気になったのは、選別をするというふうになりましたけれども、この申請を上げてくる金融機関がそんなに選別するほどあるのかな、どうかなという素朴な疑問がまずあります。

それからあと、やっぱりこの経営強化計画、まあ経営健全化計画でもいいんですが、やっぱり経営健全化計画というのは、その達成実績がそもそも何で低かつたのか。いや、これ、達成実績が非常にいいよと評価しているんなら別ですよ。ただ、先ほど言いましたように、UFI、足銀あるいはりそな、そういった例もありまして、そもそもこの経営健全化計画の達成状況というのは何で、その三つの銀行を始め、私は全体的にもそうだったと思うんですが、達成状況が良くなかつたのかということについてはやっぱりしつかり総括をちよつとしておきたいと思ひますし、この点についてはまた機会をとらえてちよつと聞きたいと思ひます。

今日はもう基本的なことをずつとちよつと聞いていきたいと思ひますが、次に合併の話に入りますが、金融機関の数というのは多いのかどうかという質問をしようと思ひましたけれども、答えは、一概には言えないという答えだそうですからやめておきます。

それから次の、事務的な話ですが、組織再編法と金融機能強化法との関係をちよつと説明しておいていただけますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) この新たな公的資金制度、金融機能強化法は、組織再編促進特措法の資本参加の水準それから範囲を拡大すると

いったものであることから、その組織再編成促進特措法の資本参加の部分は金融機能強化法に吸収をして一体化することにしてございます。

ただし、組織再編成特措法で手当てされております手続の簡素化等に関する特例措置というのがございますが、これはそのまま存置をしてございます。

このために、資本参加を伴わない組織再編成の場合には、現在と同様に、組織再編成特措法に基づいて、同法に基づく経営基盤強化計画の認定を受けることによって認められる根拠当権の譲渡の特例等、さらに、経営強化計画の認定を受けない場合でも認められる預金保険限度額に係る経過措置等々について、そういった個々の措置を受けることが可能というふうになっております。

○平野達男君 実には、金融機能早期健全化法の中にもこれは合併を想定した規定がありましたですね。組織再編強化法、特措法でしたか、これは昨年制定された法律で実績は一件ということですが、ちなみに、金融機能早期健全化法に基づいて、この法律の枠組みを使って合併した金融機関の実績はないということですか。

それで、その一方で、合併した金融機関は結構あるということですが、どうも金融庁さんが出した法律というのは余り使われていないなど、この合併に関して言えばですね。合併に際しての資本増強ということに関しては、資本注入という仕組みについては使われていないということなんですが、これはそもそも何でなんでしょうか。制度に魅力がないからなんでしょうか。どのように評価されているんでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

組織再編促進特措法は、これはもう言うまでもございせんが、自主的な経営判断によりまして、組織の再編成の円滑化を図るために手続の簡素化や資本増強という二つの大きな支援措置を講じたものでございます。そして、その活用は金融機関自らが経営判断によって行うものでござい

まして、この制度を利用しないという当局が強いような性格のものではないということも言うまでもないというふうに思います。

その上で、あえてこの制度の活用状況について考えてみますと、資本増強につきましては、組織再編成によって低下する自己資本比率を回復させるまでの範囲に限り資本参加が可能となっておりますから、例えば自己資本比率にそれほど差がない金融機関同士が合併する場合には資本参加額が限定的となりますので、こうした意味から、この制度を利用するインセンティブが相対的に小さくなる、そういう面はあろうかというふうに思っております。

なお、手続の簡素化、この措置もされているわけでありまして、この活用状況につきましては、預金保険限度額にかかわる経過措置については二十四件、そして債権者異議の催告の特例については十五件ございまして、相応に活用されているものと承知をいたしているところでございます。

○平野達男君 では最後に、一問一答みたいな形で簡単な答弁で結構です。

合併に伴う資本増強につきましては、これは組織再編を伴うものということで経営責任を問わないという条件を、条件緩和をしています。この理由を簡単に結構ですから説明していただきまして、引き続き、答弁いただいたら大塚議員の方に譲りたいと思います。

○副大臣(伊藤達也君) 結果責任の枠組みにつきましては、資本参加を受けた金融機関の経営陣に對しまして、その収益等の数値目標についてコミットを求めることにより経営規律の向上を図り、経営改革の推進を期するためのものでござい

ます。しかしながら、合併等の抜本的な組織再編の場合には、合併のその効果が発現するまでには相当の時間を要すること、また、組織再編成それ自体が前向きな経営改革としてとらえられるものでございまして、結果責任により経営改革の実施を担保しなくとも、当事者間の相互のチェックが働

くとともに経営資源の融合等が期待できること、こうしたことから、法律的には結果責任まで求める必要はないと私どもとして考えたところでございます。

また、合併等の抜本的な組織再編の場合にも、資本参加を受ける金融機関に對しまして、これはガバナンスをしっかり確立するということが極めて重要でありますから、そうした観点から、責任ある経営体制の確立を求めるとともに、資本参加後につきましては経営強化計画の履行状況を適切にフォローアップする、こうした監督が行える仕組みとなっておりまして、こうした枠組みを通じて十分に経営規律の確保が図られるものと考えているところでございます。

○平野達男君 取りあえずは、今日はお聞きしておきます。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。今日は日銀総裁にもおいでいただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど平野委員もおっしゃいましたが、いよいよ金融機能強化法の審議に入ることができました。私も大変複雑な気持ちでございますが、今日はほかの委員会の動きにも今後大きく影響されると思っておりますので、まずは淡々と審議を始めさせていただきます。

林委員が過去の金融行政及びその金融行政をめぐる様々な法律について流れを総括してくださいましたが、私も、冒頭、印象を申し上げますと、私は二〇〇一年からの委員会に所属させていただいて、平野さんと同じタイミングから議論をさせていただいているわけですが、率直に申し上げますと、柳澤前大臣の時代に比べると、金融担当大臣と私どもが主張を申し上げている内容は随分接近してきたなど、こうは思っております。

なぜかと申し上げますと、柳澤大臣は、私どもがやはり金融システムは脆弱であるから公的資金はしっかり投入された方がいいです、ただしその際の経営責任等はしっかりと明らかにしていただきたいという主張を申し上げていたのに対して、

柳澤大臣は、いやいや、もう金融システムはかなり安定したんですと、こういう御主張を基本的にされて、金融再生法が二〇〇一年の三月、金融早期健全化法が二〇〇二年の三月にまあ言わばなくなった後、基本的に平時に戻ったと、こういうお立場を取っておられたと思っております。そうした中で、竹中大臣にお替わりになられて、やはり公的資金を有効活用するべきだという点に関しては随分私どもの主張と接近していただいたというふうに思っております。

ただし、私どもは、預金保険法等によりまして、危機に陥った金融機関に對しては公的資金を果敢に入れていくと、さらにはグレイゾーンの銀行に對しても入れていくことが必要だと申し上げておりましたが、竹中大臣も、最初は基本的考え方ほとんど私どもと一緒だったと思うんですが、この金融機能強化法が出てくる過程で、健全行に對しても予防的に資本を注入することも含めてこの法案をお出しになられたというふうに理解をしておりますので、微妙に私どもの主張と変わったといえますか、主張を含んだより広範な問題意識でこの法案をお出しになられたのではないかと思っております。

基本的にそういう認識の下で審議に入らせていただきますが、審議の冒頭に、昨日の本会議で成立しました証券関係二法、おとこのこの委員会でも質問をさせていただいたと思いますが、若干積み残しの質問をさせていただきたいと思っております。今後の金融機関経営と関係があるという意味ではこの金融機能強化法とも間接的には接点があると思っておりますので、そういう問題意識で聞かせていただきます。

前回、銀行の窓口に行つて証券仲介をしてもらう顧客の立場に立つて質問をさせていただいたわけなんです、改めてお伺いをしたいんですけれども、仲介業を始めと言った銀行の店頭で顧客がお伺いをして、そこで銀行が推奨銘柄をアドバイスしてくれまして、じゃ、この銘柄を買いますというところで、その店頭で顧客が銀行との間で言

わば合意に達すると、その銀行は売買注文を実際に証券会社につなぐわけなんです、改めて前回の質問をお伺いしますが、推奨銘柄をアドバイスして顧客の注文を売買部門につなぐ行為というのは、これは証券業ですか、証券仲介業ですか。簡単に結構ですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 証券仲介業というのは、証券会社等の委託を受けて、その証券会社等のために証券、有価証券の売買等の媒介などの業務を行うということでございますので、つなぐということであれば、その媒介を行うということ証券仲介業だと思います。

○大塚耕平君 そういたしますと、顧客の立場に立つと、今申し上げたシーンがこれが証券仲介業だとすると、証券会社の窓口で行われることと銀行の窓口で行われることは、これはほとんど同じで、多分顧客は区別が付かないんじゃないかと思うんですが、区別が付かない状況が発生するということふうに理解しておいてよろしいですか、今後の政省令の制定の過程で。

○政府参考人(増井喜一郎君) 今の御指摘の個別の銘柄の勧誘や推奨を行うということは、今証券仲介業でもあるいは証券業でも可能だということふうに思います。したがって、銘柄の推奨などのいわゆる勧誘行為に着目すると両者が行う行為は異なるというふうなふうに思います。いづれにいたしましても、法的には証券仲介業というのは顧客の行う証券取引の相手方とならないということでございますし、顧客の注文をつなぐ証券会社からの委託を受けるということでございますが、その点で異なっているというふうに思います。

○大塚耕平君 そうすると、顧客は例えば東京三菱銀行で仲介をしてもらって何かの株を買ったとします。今度、売却指示はどこに出すんですか。その仲介してくれた銀行ですか、それとも証券会社ですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) これはどちらでもいいということになります。

○大塚耕平君 そのどちらでもというのは、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですが、それは必ずどちらでもいいわけですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) その仲介業を行った銀行でも、あるいはその、まあある程度の、委託をした証券会社でもいいということでございます。

○大塚耕平君 そうすると、買うときは東京三菱銀行で買ったんですが、引越して、どこか違う町に行っちゃって、近所にみずほ銀行しかないというときに、じゃ、この今持っている株、売却したいんだけれども、みずほ銀行に行つてこれは売却できるかどうかというの、これはその証券会社と提携しているかどうかということですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) いずれにいたしましても、今の証券仲介業で買った株式というのはその証券会社の口座の方に入っているはずでございますので、そこと提携している銀行であればそういうことは可能ではないかというふうに思います。

○大塚耕平君 私は別に答えがあつて今伺っているわけではなくて、この間からの延長線上なんですけれども、やはり考えれば考えるほど、これ実際に銀行がこの業務を始めると、店頭で顧客が感じる実感は、証券会社にいるのか銀行にいるのかほとんど区別が付かない、事実上のユニバーサルバンク状態が、顧客側にとっては、生じるのではないかと今思っているんですが、そこで、この間も申し上げましたが、今後政省令を作られる過程で、是非想像力をたくましくして細部まで詰めていただきたいなと思うんです。かなりいろんなトラブルが起きる可能性がありますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 銀行は、先ほど申し上げましたように、委託を受ける証券会社と顧客との間での取引の媒介を行うことになり

ますので、やはり証券会社との間の委託契約がない場合には証券仲介業はできないということだと思います。

○大塚耕平君 そうすると、その委託を受けて提携する証券会社は、一社であつても仲介業として登録可能ですか。それとも、顧客の立場に立つと、証券会社を選べるという選択肢を確保しておくために複数以上の提携がないと登録申請を認めないというふうにするか、そこは今現在はこのようにお考えになっていますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 証券仲介業を営む場合には一社であつても可能だというふうに思っております。

○大塚耕平君 一社であるとなると、これはもうますます、顧客側にとつてみるとうほとんどのユニバーサルバンクなんです。銀行のカウンターに行つて株を勧められて、分かりました、じゃ、これ注文します、あとは売買は顧客にとつては見えないう世界です。ところが、その段階で、じゃ、証券会社はどこにありますが、うちの子会社の証券会社にしますか、それとも野村証券にしますかと聞かれると、あつ、これは普通の証券会社とちよつと違うなということ意識ができるんですが、もし単数でいいとなると、もうほとんどこれは事実上のユニバーサルバンク、顧客側にとつてはですね。それが別に悪いと申し上げてい

るわけではないです。そういう事態が生じるということも含めて、実はこの証券仲介業を金融界に、銀行界に解禁するというのは、今金融庁がお考えになっている以上、実は金融改革というのを顧客側から見ると非常に大きく進める結果になるんじゃないかという気がするものですから、繰り返になりますが、是非政省令を決める段階で、できれば少し前広に情報を開示していただいて、いろんな議論をさせていただきたいなということをお願いだけしておきます。

そこで、証券二法の質問はこれで終わりにさせていただきます。

今日、冒頭も申し上げましたが、日銀総裁にもおいでいただいておりますが、この金融機能強化

ていただきますが、例えば金融機能強化法で公的資金を入れてほしいという申請をしてきた銀行、こういうところにも証券仲介業は別に、それまでやっていれば引き続き認めるし、あるいは経営強化計画の中で、今まではやっていなかったけれども、収益機会を増やすために新たにやりたいということが公的資金注入を申請してきた段階で言われた場合に、どのように対応されますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 先ほど来御議論をいただいておりますけれども、いづれにしても新たなビジネスプランというものがいろいろな形で出てくると思います。その中に証券仲介業ということも、それはあつてもおかしくないと思いますし、全体として審査の基準に合うような形であれば、それはそれで結構だというふうに思っております。

○大塚耕平君 金融庁の幹部の皆さんとも竹中大臣とも大分お付き合いが長くなりましたので、答弁の入り方でどういう状況が分かるんですけれども、増井局長なんかはいずれにしましてもから入ると大体決まっていないうケースが多いですね。竹中大臣の場合は、ちゃんと回答が用意されていて余裕のあらわれるときは、まず私どものどんなにくだらない質問でも褒めてくださいます、若干少しかつていきなり回答に入られるんですが、これは大体お付き合いが長いので分かつてきたんですが、今、拝聴した限りでは、いづれにいたしましてもという回答ですので、やはり今回の証券二法は物すごく大ざっぱなフレームだけ審議したというのが私の実感でして、本当に金融システムに対する顧客あるいは利用者の信頼感を高めることができるかどうかは、実はこの問題に関して政省令レベルの話に負つているというふうにつくづく感じますので、くだいようですが、そのことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

法が審議され、そして成立すると、金融行政も少し新しいフェーズに入るのかなという気がしておるんですが、果たしてその大前提として、今のマクロ経済の環境や金融機関を取り巻く環境がどのようなものであつて、こういう法律を本場に必要としているのかどうかという点についてまずは確認をさせていただきたいと思ひます。

そこで、今日は皆さんのお手元に資料を一枚配らせていただいたんですが、これは日銀の政策委員会会で各審議委員の皆さんがGDPや物価について見通しを半年に一回発表され、それに対応して実績がどうであつたかというのを表にしたものでありますが、これをざっとごらんいただくと、特に国内企業物価のところをごらんいただきたいんですが、例えば二〇〇〇年度ですと、これは初めてそういう見通しの発表だったと思ひますが、二〇〇〇年の十月三十一日に〇%から〇・一%ぐらいではないかというふうに皆さんが予想されたのに対して、実績がマイナス〇・一であつたと。それから、二〇〇一年度については、二〇〇一年の十月二十九日に予想したときにはマイナス一・二からマイナス一・〇が、最終的に実績はマイナス一・一になつた。これは当たつたわけですね、大変すばらしいことですが。それから、二〇〇二年については、同様に、最後の見通しはマイナス〇・八からマイナス〇・七だつたんですが、それよりも若干マイナス幅が大きかつたと。こういうふうに見ると、足下、二〇〇四年については、半年前、去年の十月三十一日に見通されたときにはマイナス〇・八から〇・四であつたものが、半年後にはプラス〇・一からプラス〇・三と、これまでの変化に比べると、やや変化の仕方が大きい、ないしは少し違ふのかなというふうに思ふんですね。

これは審議委員の皆さんの見通しですから、最終的にどうなるかは分かりませんが、過去二〇〇〇年度から始まつたこの見通しと実績のこうしたごらんなような関係が踏まえた上で、今この二〇〇四年度の企業物価指数について、半年間でマイ

ナス予想がプラス予想に変わったということに關して総裁の御解釈をまずお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) お答えを申し上げます。ただいま委員御指摘のとおり、日本銀行では、物価だけを見通すというのではなくて、経済と物価併せて全般の状況を判断しながら、そして具体的に、物価について申し上げれば、国内企業物価指数、消費者物価指数という形で見通しを出しているということでございます。

特に、物価につきましては、デフレ脱却という大きな目的に照らしまして、刻々たる変化をかなり注意深く見てきているというのが率直なところでございますが、御指摘のとおり、国内企業物価指数につきましては、昨年十月の時点の見通しに比へましてかなり大幅に修正しております。昨年十月時点ではマイナス〇・八からマイナス〇・四%、ところが、最近四月の時点ではこれをプラスに持っていまして、プラスの〇・一から〇・三というところで、かなり大幅な上方修正をいたしております。

その背景は、申すまでもないのでございますが、世界経済全体が予想以上に高い成長を示すようになって、その中で、日本経済につきましても昨年十月時点に比へますと相当上振れてきているということが背景でございます。そうした経済が好調な動きを示す中で需給の緩和がかなり修正されてきていると、これが一つでございます。

もう一つは、同じく世界経済の回復の中で、とりわけ中国の高速成長の中で需要が拡大をされてきて、これが内外の商品市況にかなり色濃く反映する状況になってまいりました。内外の商品市況が高くなつてまいりました下で、国内の企業物価指数につきましても、その波及ということで上方への圧力が増してきているということでございます。これらを合わせてプラスの方向での変化修正を行ったということでございます。ただ、国内企業物価につきましてもはこのようにかなり上振れの傾向が出てまいりましたけれど

も、現在、ただいまのところでは、国内の企業におきます生産性の上昇等も結構目立っております。川上段階における物価上昇はかなり吸収されております。川下段階、特に消費者物価指数への影響は今のところ限定的にとどまっております。したがしまして、ちょうどいしました表でござんいたしまして、消費者物価指数の見通しにつきましては引き続き若干の小幅のマイナスを予想している、こういう状況でございます。

○大塚耕平君 今、日本銀行は非常に、従来、前例のない政策を取り続けているわけですが、これをいつ正常な状態に戻すかというのが市場や国民の大きな関心事項であります。量的緩和と政策をいつまで続けるかということに關しては、去年の十月の九日、十日の金融政策決定会合で継続するかしないかについての条件を三つお示しになっておられるわけがあります。

第一点は、消費者物価指数が基調的にゼロ以上となること。第二は、消費者物価指数の動きが先行きマイナスとなると見込まれないような状況となること、しかもその見込まれないという見通しについては、例えば今ごらんいただいたこうした審議委員の見通し等によって明らかにしていくと。さらには三番目には、以上二つの条件を満たしたとしても、その他の情勢によつては場合によつて量的緩和と政策を解除しないこともあり得ると。

こういうふうな明確にスタンスをお示しになっておられるわけですが、昨今の情勢を見ますと、どうもCPIも少しづつ水面上に出始めているというところから大変関心が高まっているわけでありますが、例えばこの見通しにおいて、このCPIの列、消費者物価、この一番右側の列で、この予想がプラスになるとこれはいよいよ解除が近くなるというふうなマーケットの皆さんは恐らく理解すると思ふんですが、次回の発表は十月になるわけですが、そうすると、十月まではこれが出ないわけですから、言わば今申し上げた二番目の条件を満たさないということなのか、それとも、政

策委員、審議委員の見通し以外でも、展望レポートにおける記述等によりと書いてありますので、ほかの場で見通しをお示しになられて二番目の条件を満たすこともあり得ると、そのように考えていいのかわからない、その点について少しお伺ひをしたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) お答えを申し上げます。まず最初に申し上げたいことは、ただいま委員は、消費者物価指数の前年比変化率が非常に至近距離で〇%に達する、あるいはそれ以上に達すると、可能性があるとというふうな前提でお話になられたかというふうな印象を受けましたけれども、私どもは、確かに〇・一、〇・二のマイナス幅というのは、数字の上では非常に小さいんですが、ございますけれども、そんなに至近距離においてこの目標が達成されるというふうにはまだ必ずしも判断しておりません。もう少し時間的距離があるという前提に実は立っております。その上で、現在、私どもが取っております姿勢は、委員御指摘のとおりでございます。この指数の前年比が安定的にゼロ%以上となるまで、その安定的という意味を三つにブレークダウンして昨年十月にお示した。

現在の状況を見ておきますと、確かにこの消費者物価指数がゼロ%以上というところに行くまでもう少し時間的距離はあるかなと思ひますけれども、その時間的距離の中で現状を判断いたしますと、こうした枠組みでの量的緩和を続けているということ自身が、かなりマーケットにおきまして安定的な、市場金利の形成の上で非常に安定的な効果を出しているということが一つございまして、もう一つは、先ほども申し上げましたとおり、日本の景気も回復の方向に向かって少しづついいリズムを身に付けてきている、企業の段階では収益期待を高めてきている、こういう状況でございますので、こういう緩和の枠組みを続けているということ自身が時の経過とともにより大きな景気刺激効果を持つようになってきているというふうに考えております。

したが、いまして、これら両者併せて考えますと、まだ少し時間的距離はあるけれども、今の枠組みをしっかりと示している約束のとおり続けることによって日本経済の持続的な成長、デフレ克服への道に確実に近づけていけるのではないか、つまり、現在の姿勢を堅持したいというふうな考えでおります。

○大塚耕平君 そういたしますと、昨今の報道を拝見しておりますと、例えば総裁が記者会見等で、非常にデフォルメして申し上げて恐縮なんですけれども、そう簡単に解除することはない、あるいは消費者物価が若干プラスになっても金融政策というのは連続線上で変わっていくんだという御趣旨の発言をされたり、あるいは昨今はインフレ参照値を導入するという議論も随分なされております。マーケットの関係者やあるいは日銀の政策を注視している皆さんからすると、この解除条件を少し、より厳格にしているんじゃないか。つまり、CPIが基調的にプラスになるような状況になったとしても、あるいは先行きの見通しがプラスになるような状況になったとしても、引き続き量的緩和と政策を堅持するかのようになし解除基準を厳格化しているというように受け止め方をしている人々もいますし、私自身も報道等を拝見しているとそのように感じられるんですが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 改めてその点について申し上げますと、消費者物価指数の前年比変化率が安定的にゼロ以上になるということは、今後、日本経済が望ましい姿を実現していく上に非常に大きな通過点だと思います。それを通過しない望ましい経済の姿に到達するということは考えられないということでございます。

そういう意味で、通過点でございますが、消費者物価指数の前年比変化率がゼロ%に達すれば日本経済の姿がだれの目から見ても望ましい姿になるかという点、それは必ずしもそうは言えない。そこから以降、真に望ましい姿に持つて

いくために我々は全体として更に力を注いでいく必要があると、こういうことだろうと思っております。

そういう意味で、いつも通過点と申し上げておりますが、経済は、悪い状況から望ましい状況、さらにより望ましい状況、さらに理想的な姿に近づいていくと、この過程がどこかで大きな屈折を伴うということではなくて、やはり連続線上で申しますか、なだらかに望ましい姿に近づいていくということではだれしも期待するところでございます。つまり、マーケットも、これは時に荒れる性格は持つておりますが、マーケットも本望に望んでいることは静かに変化を吸収していくことだろうというふうな思いをいたします。

そういう意味で、消費者物価指数前年比変化率がゼロ%以上ということになった時点で我々の政策自身が急屈折を遂げて、マーケットの期待との間にそごを来すというふうなことはしないで、でき得れば延長線上でなだらかに、より望ましい政策展開へとつないでいきたいと、こういうことを申し上げております。

そういう意味では、私どものフレームワークは、消費者物価指数が安定的にゼロ%以上になるまでの枠組みは明確に示して、それ以降の方式についてはまだお示ししていない。そのことについては、いざれ透明性を強化する観点から我々としても明確にしなきゃいけないということを繰り返して申し上げておりますけれども、その中身について今言及することは余りに早過ぎると、こういうふうなことを申し上げているわけでございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。今までの御説明を私なりにそしやくをいたしますと、大分良くなつてきているけれども、しかし完全にデフレを脱却したというわけでもないし、先行きもまだ安心はできないと、こんな状況かと思っております。

しかし、柳澤大臣と議論をさせていただいた時代と比べると随分環境は良くなつてきたわけでありまして、そういう今のマクロ経済の環境下で今回のこの法案を提案をし、成立させ、運用さ

れようとする金融庁としてのお考えをちょっと聞かしていただきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々の御趣旨を説明するに当たって、今、大塚委員と福井総裁とのやり取りというのは大変いい、何と云いますか、路線を敷いてくださったというふうな思っております。

経済は良い方向に向かつていくわけでありませんが、まだその先にクリアしなければいけない問題があるという、そういう状況にあるというふうな我々も認識をしております。

実は、今回の法案を提出するに当たって、私、一冊の本を思い出したんでありますけれども、一九九〇年ころに書かれた本であつたかと思ひますが、「レガシー・オブ・レーガノミクス」という本がございます。これ、ブルッキングスだつたか、どこだつたか分からないんです。レガシーという言葉、ちよつと何と日本語で訳すのか、残像とか何か残つていくもの、引き継いでいくもの、そういう意味合いだつたかと思ひます。レーガノミクスの時代は終わったけれども、それから引き継いでいくものがある。その趣旨は、今新しい東西冷戦構造の崩壊というチャンスに変わると、チャンスが来たら変わらなきゃいけないだけども、前の時代のものを非常に引きずつていく状況。私は、正にこの今の日本の経済の状況というものはそういう状況にあるんだと思ひます。

特に金融に関して言うならば、地域金融の強化が大変今求められている、このマクロの状況を地域に浸透させたいという非常に強い我々の期待があるわけでありまして、一方で銀行部門に、先ほどから申し上げていきますように、市場でなかなかこれ資本調達できる状況かというところではないと。そういう状況下で、実は経済というのは、一度何らかの均衡値から離れますと、それを正常な状況に戻すのに非常に大きな力を必要とするという場合があります。これは、だからこそインフレになつてくるわけでございます。

我々は、そういう状況の中で、先ほど申し上げましたように、危篤状態ではないけれども、やはり健康体でもなくて、そのグレイゾーンの中で、実は自力ではなかなか戻れないような、回復できないような状況が地域を中心に金融機関にはあるのではないだろうか。正に金融機能を強化するというところに行うに当たって、市場の力だけでは難しい分、政府も資本参加して、それを後押ししようではないか、そのような一つの認識の下に今回の法案の提出をさせていただいてるところでございます。

詳細についてはまた申し述べますが、一つの経済全体の中での位置付けということになりますと、今申し述べましたような認識を持つております。

○大塚耕平君 日銀総裁にもほぼ同様の趣旨でお伺いをしたいんですが、日本銀行として、中央銀行として、今のマクロ経済環境を前提に、金融機関の信用力を公的資金で強化するということの必要性はあるというふうにお考えでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 先ほどマクロ経済の状況の好転ぶりについて御説明申し上げましたけれども、日本経済全体の状況の好転ということは金融システムの健全性回復という動きと表裏一体となつて進んでいるというふうな思っております。現在までのところ、日本の金融システムはなお今後克服すべき課題も少なくないわけでございますけれども、やはりこれまでの傾向を見ておりますと、不良債権処理の進捗というのを背景といたしまして、健全性、そして安定性を次第に取り戻しつつある状況だというふうな思っております。

しかし、この先とも各金融機関が本当に日本経済のより良き姿を実現していくためにこれに貢献していくという観点で考えますと、一層経営の健全化を進める必要がある。それに伴つて預金者や市場からの信頼をより高めていく必要があると。それに加えて、新しい時代の環境の中でより適切に金融サービスを提供していくためには、新

たに多様な信用供与チャネルの創造といったことを含め、それぞれの金融機関が新しいビジネスモデルの構築に積極的に取り組んでいく必要があると。

これを通じて言いますと、金融機関が健全性回復に努め、より競争力の強いビジネスモデルを体現していくという過程で、従来、政府によって強く支えられていたものが、次第に自らの力でそれを成し遂げていくというふうなウエートが変わってきていると思いますけれども、まだこれらすべてを自力で成し遂げ得るかということになりますと、特にマーケットの中で完全に信認を得て十分な資本の補てんを補いながらやっていくのかどうか、この点についてはなお時間的距離を残しているというふうに思います。

そういう意味では、今後のことを考えますと、金融機関の自らの努力ということを大前提にしなから資本増強の面で政府が更に背後からサポートしていく、支援していく、こういう措置が存在することが必要だというふうに日本銀行の方から見ても考えております。

○大塚耕平君 今の大臣と総裁の御発言を基本的な認識として今後私もよく頭に入れて審議を進めさせていただきたいと思うんですが。

なぜ今日こんなことをお伺いしているかといいますと、少し持論を述べさせていただきますけれども、私も必要だと思ふんです、今のマクロ環境下で。なぜならば、やはりこの異常な低金利政策ですから、金融機関の収益力というのはやはり金融政策というか、金利政策によって相当下支えされていると、こういう認識でおります。

ということとは、これが、先ほど量的緩和を解除する条件の話をしましたけれども、いずれ金利水準が正常化する過程ないしは正常化した後には、今少し良くなってきたと言われている金融機関の経営は再び悪化するのではないかなというふうな個人的には予想しております。だからこそ、この解除条件も実は非常に問題の根が深いと思うんですけれども。

といいますのは、この状態をいつまでも長く続ければ続けるほど、金融機関というのは本当の意味での収益力、つまり金利水準やもろもろの経済環境がごくごくノーマルな環境の中で収益を上げる力があるかどうか、だれも検証できないんですね。だから一刻も早く、金融のみならず経済環境はノーマルな状態に戻す必要がある、これも前から主張申し上げているところであります。

異常な政策の背景には必ず異常なことが起きている蓋然性が高いということは、これも以前から申し上げておりますけれども、それが何かというのは分からないですね、今、だれも分からない。しかし、だれも分からないけれども何か起きていたということは、例えば私が日本銀行で仕事をさせていただいた中でも二度経験したわけでありまして。昭和六十二年に金融緩和を続け過ぎていた結果バブルが発生したと。そして、その後は、やはり今度は引上げの局面で急激にやり過ぎたこととか、何かやはり異常な政策をやっていると、その背景で何か異常なことが起きているという経験の結果の今日があるわけですから、そういう意味では今の状態をどうやって脱していくかというのは私は非常に大きな問題だと。当然大臣も総裁もそう思っておられると思うんですが。

そういう観点で考えると、先ほど総裁御自身がおっしゃいましたように、今日そこをお伺いしたかったんですけれども、去年の十月にお示しになられた解除条件、コミットメントについては、いつまで続けるかというプロセスであつて、その状態になったからその後どうするかということではないという御説明をされたんですが、そういうスタンスを長く取られると、これは解除するタイミングをまた昭和六十二年のときのように逸してしまふんではないかなと思ふんですね。マーケットの皆さんには、どういう状態になったら解除する、しかもどのぐらいのインパクトで解除するというのを、今からまさしくそこをコミットメントしておく、皆さん予想しますんで。

私、以前雑誌の中で持論は述べましたが、例えばそのときに述べたのは、GDPがクォーターリーベースで三期続けてプラスになったら必ず金利水準はクォーターずつ上げていくんだというふうにはつきりそれをコミットメントして、まさしくコミットメントしてそれを守ることになる。と、二期続いた段階で、マーケットの皆さんというののは次の四半期にクォーター上がるかもしれないということを前提に動き始めますから、中央銀行やマクロ経済政策当局が経済を正常化していくためのハードルというのは低くなると思うんです。

ところが、今総裁がおっしゃったように、この三つの条件はそこに至るまでのプロセスであつて、その後どうするかはまたよく考えますということになると、これは、去年は時間軸政策という言葉が我が々の業界でははやっていたわけでありまして、以前この委員会でも申し上げましたが、今はそう言っているけれども後々どうするかは分からないという逃げ水のような政策をやると、今度は時間不整合ということが起きまして、何をやってもしれないというところがちよつと懸念をしております。そういう意味では、是非、いつまで続けるかということに対するコミットメントと、どういう条件になったら必ず解除するというコミットメントは、これは似て非なるものであるということを持論として申し上げていただかないというふうに思います。

その点についての感想を総裁に、一言で結構ですので簡単にお伺いできればと思います。

○参考人(福井俊彦君) 大変貴重な御意見をいただいたというふうに思っております。私自身も同様の問題は強く認識しながら今後の金融政策を考えていきたいというふうに思っております。

先ほどからも申し上げておりますとおり、現在の消費者物価指数の状況について、いい方向に動いてきていると思ひますけれども、まだ手放しで楽観してはいない。したがって、これは目的

を達成するまでは今の姿勢、これを断固守っていく。ただし、その先について、どういうやり方がいいかと、何と申しますか、より透明性の高い何らかのフレームワークを示しながら、市場の期待の安定化を図りながらやっていく必要があると、この点は委員御指摘のとおりだというふうに思ひますが、消費者物価指数がプラスの世界に入つた以降も余りリジッドに機械的な縛りを金融政策に与えるということ自身は、また逆に大きなデメリットを生んでまいります。その点も十分考慮しながら透明性の高いフレームワークを考えていかなきゃいけない。

そういう意味では、消費者物価指数がマイナスの世界からプラスに達するまでの過程よりは、より複雑な思考方式が要するというふうに思っております。むしろ、今のコミットメント方式の方がより単純な姿であろうというふうに思ひます。

○大塚耕平君 いずれにいたしましても、日本銀行が適切に金融政策をハンドリングしていただくことをお願いをさせていただきたいと思ひます。あと十分ぐらいですので、ここからは法律本体を駆け足でちよつと聞かせていただきたいと思います。まず、先ほど平野委員からも経営強化計画について御質問がありました、私もほぼ同様のところをちよつと確認をさせていただきたいんです。

第五条に出てくる、金融機関により適切に資産査定が行われていることという、この適切に行われていることという定義は何でしょうか。これは御回答はどなたでも結構です。増井さんの場合は是非短めによろしく願ひします。

○政府参考人(増井喜一郎君) 先ほどちよつと申し上げましたけれども、具体的には申請金融機関に対して、経営強化計画の提出に合わせて、直近の財務諸表、それから適正性についての経営陣が宣誓した書類、それから会計監査人による適正なチェックが行われている旨の提出を求めて、さらに当局による検査によって適正性が確認されたこと等を求めると、そういうことでございます。

○大塚耕平君 実はこの第五条の中には経営強化計画が確実に達成されると見込まれること、そういうことがないと言わば公的資金入れませんよという、そういうことが書いてあるわけですね。この確実に達成されるということを見込んで受理するわけですから、そして公的資金を入れるわけですから、そうすると、もしこれが達成されなかった場合、これはだれとだれの責任になるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経営強化計画が未達成になった場合の御質問でございます。

今の我々が考えている新たな公的資金制度は、対象となります金融機関等が合併等の抜本的な再編成を行わない場合には、経営改革の確実な実行を期するために、経営陣が収益性等の数値目標の達成に厳格な結果責任を負って当たるんだと、そういう仕組みになっている、これはもう御承知のとおりだと思います。

具体的に言いますと、資本参加の申請に当たって金融機関が提出する計画に、その終期において最終目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項の記載を求める。仮に数値目標が達成できなかった場合には、当該金融機関はこの記載の内容に従って経営責任を明確化を図ることになります。通常はパブリックプレッシャー等を背景として経営陣の自主的な退任が行われるということになると考えられます。

一方で、万一、経営陣の自主的な退任が行われなかった場合はどうかという問題もございましょうが、これは経営強化計画に記載された内容に従った経営責任の明確化の実施を命ずる命令、すなわち代表権のある役員の退任の命令をこれは発動することになります。これは、金融機能強化法案第十一条又は二十一条第一項に基づく命令ということになるかと思えます。

もう一点、合併等の抜本的な再編成が行われる場合には、これは法的な経営責任の枠組みは求めないことになっております。しかし、その場合も、経営計画の終期において収益性の向上の実績

値が目標を三割以上下回るケース等々については、これはその理由及び抜本的な改善策の報告を求める、必要に応じて当該措置を実行する業務改善命令の発動をすること、そういうことを当然行うことになるというふうに考えております。

○大塚耕平君 今、少し質問した内容よりも広い御回答をいただいたんですが、先に問題意識を申し上げますと、これは、公的資金を入れるというふうに金融庁が決定したということは、申請した銀行の経営強化計画がフィジブルだということに認めたということですから、皆さんが。いうことは、それがちゃんと達成されるかどうかということについては、例えば十條、十一條に監督上必要な措置をしてでも達成させると言っているわけですから、それがいよいよ達成できなくなったときには、幾つかのケースが考えられるんですが、そもそも最初にその計画を認定した段階で認定が甘かった、認定した段階では金融庁も申請した銀行も了解しているわけですから、これはどちらかの責任ということではないですね。もし銀行側にうそがあれば問題ですけれども。

それで、スタートした後、スタートしたけれども計画どおりにいかなかったときには二通りが考えられて、一つは、今申し上げました十條、十一條に基づいて金融庁側が監督上適切な措置をしなかった、あるいは、したんだけど、したんだけど銀行が言うことを聞かなかった、あるいは正直にちゃんと対応しなかったというケースが考えられるんだと。

さらには、これは法律の中に盛り込まれていますが、三番目のケースとしては、マクロの環境がそれこそ大きく変化して事情が大きく変わったんだと。三番目のケースはこれは致し方ないと思うんですけれども。

そこで、実は、先週来、平野委員が取り上げておられますUFJの話も、この法案のこの今の枠組みの部分と非常に僕は大きく関係していると思うんですね。

というのは、先ほどの質疑でもありましたよう

に、今日はなかったかもしれませんが、金融庁が検査したその結果を次の決算期には反映するんだという枠組みの中で、枠組みの中で——大変これから一番興味のある質問をさせていただいたかったんですが、今、厚生労働委員会で強行採決が行われたということでございますので、私どもとしてはこの委員会の審議はいったんここで打ち切らせていただきたいというふうに委員長にお願いを申し上げます。

○委員長(円より子君) ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(円より子君) 速記を起こしてください。

理事会協議の結果、暫時休憩いたします。

午後三時十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕